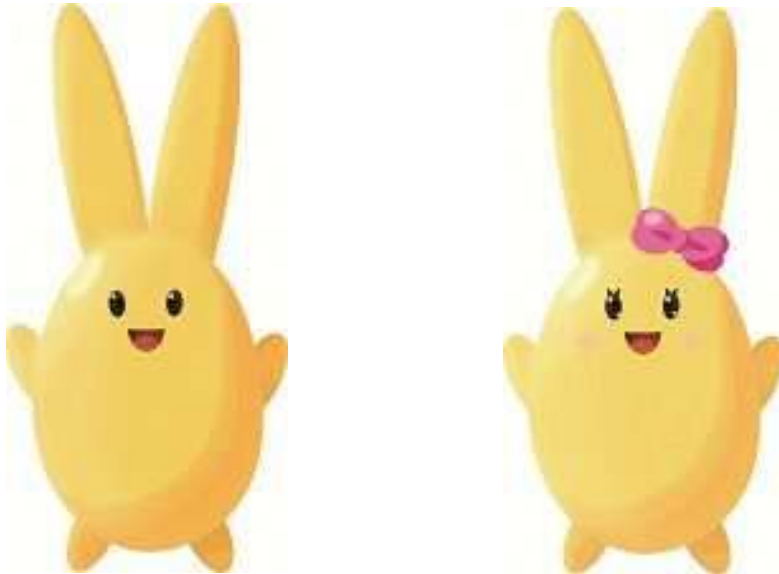


令和 7 年度

消費者行政の概要



北九州市立消費生活センター

北九州市立消費生活センター 消費者教育推進大使
「まもりん」と「みもりん」



まもりん



みもりん

消費者被害防止のために、北九州市民を見守る黄色い野うさぎのペア
「まもりん」と「みもりん」。

詐欺まがいの悪質商法に注意を呼びかけています。

野うさぎ→ノウさぎ→No詐欺！

も く じ

第一部 消費生活センターの概要

I	北九州市消費者行政の体系	1
II	施設案内	2
III	組織及び事務分掌	
1	組織	3
2	事務分掌	4

第二部 事業概要と事業実績（令和6年度）

I	消費生活相談	
1	消費生活相談状況	5
2	多重債務問題	11
3	消費者トラブル無料法律相談	12
4	クリーニング相談	13
5	消費生活相談員研修	14
6	消費生活情報オンラインシステムの活用	17
II	消費者教育	
1	北九州市消費者教育推進計画の策定	18
2	出前講座	19
3	若年者を対象とした消費者教育推進事業	20
III	消費者啓発	
1	くらしの便利講座	21
2	消費者フェスティバル2024	22
3	啓発強化月間（5月・11月）	23
4	広報紙「くらしの情報」の発行	25
5	啓発用資料の作成	26
6	啓発用グッズの作成	27
7	「あんしんサポートニュース」の配信	29
8	「SOS サポートニュース」の配信	29
9	「消費生活トラブル注意報」の配信	29
10	「わかものサポートニュース」の配信	29
11	「ホットな消費者ニュース」の配信	29
12	ホームページによる情報提供	30
13	若者向けポータルサイトによる情報提供	30
14	SNSによる情報提供	31
15	dボタン広報誌による情報提供	34
16	広報紙等による情報提供	35

17	啓発用DVD、図書等の貸出	35
IV	審議会・情報交換会	
1	北九州市消費生活審議会	36
2	北九州市消費者被害防止情報交換会	37
V	事業者への注意・助言、啓発	
1	業種別注意・助言件数	38
2	訪問販売事業者講習会	39
VI	価格動向の調査等	
1	生活関連物資の価格動向調査	40
2	物価情報提供	44
VII	計量の適正化	
1	定期検査	45
2	立入検査	46
3	計量思想の普及啓発	47
4	その他の事業	47
VIII	総合食料品小売センターの維持・管理	48
IX	製品事故の予防対策	49

第三部 参考資料

1	苦情上位10品目の主な事例	51
2	消費生活相談件数集計表	54
3	商品・内容別相談件数一覧表	55
4	訪問販売に関する苦情件数	58
5	北九州市消費生活条例	61
6	北九州市消費生活条例施行規則	65
7	北九州市立消費生活センター条例	69
8	北九州市立消費生活センター条例施行規則	70
9	北九州市消費者被害防止情報交換会設置要綱	71
10	北九州市消費者行政の沿革	72

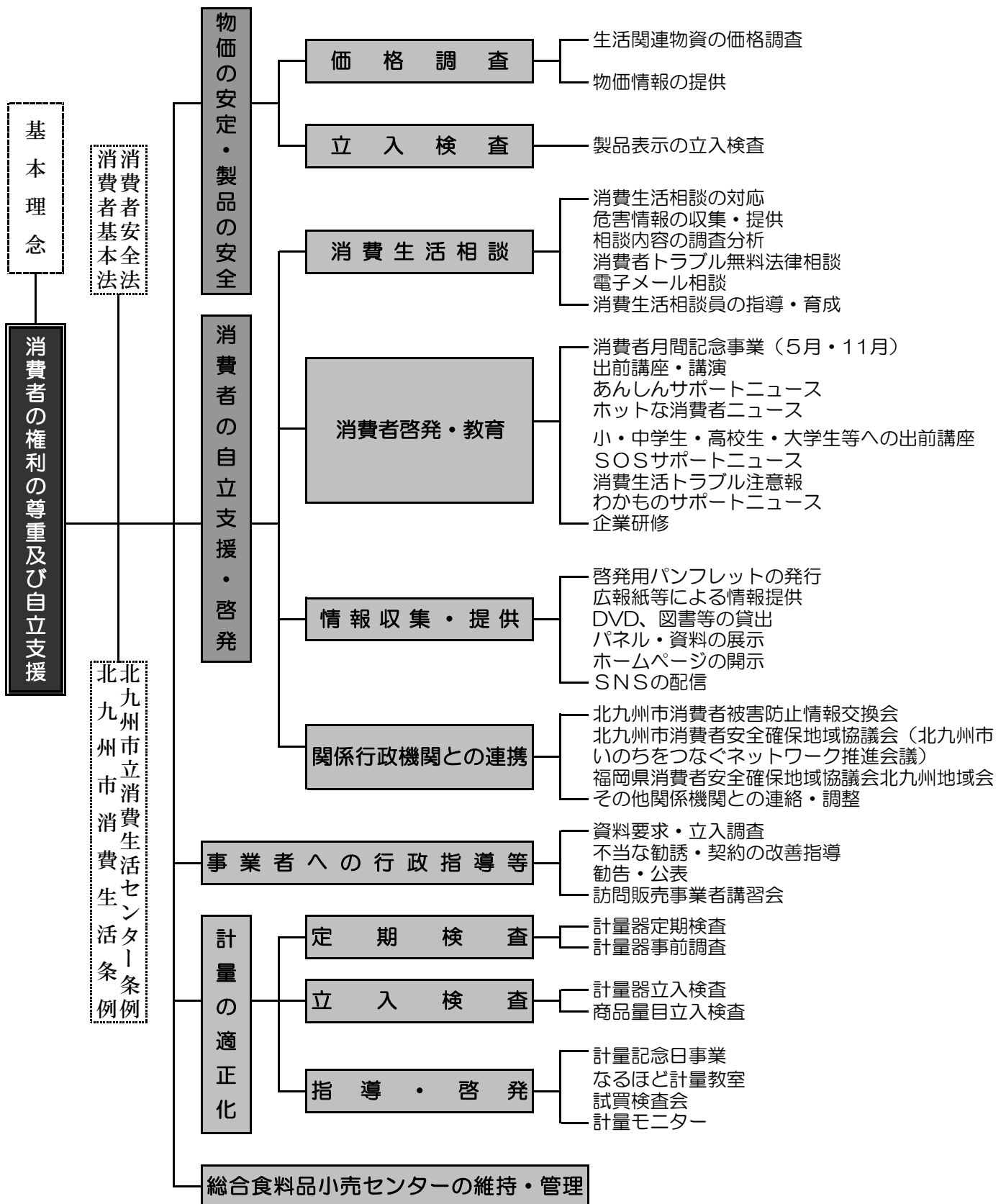
第一部

消費生活センターの概要

- I 北九州市消費者行政の体系
- II 施設案内
- III 組織及び事務分掌



I 北九州市消費者行政の体系



Ⅱ 施 設 案 内

市立消費生活センター



〒804-0067
北九州市戸畑区汐井町1-6（ウェルとばた7階）

TEL 093-871-0428（事務室）
TEL 093-861-0999（相談専用）
FAX 093-871-7720

開設年月日／ 昭和46年1月11日
（現在地には平成14年10月から）

相談受付時間／ 午前9時00分～午後4時45分
（但し、毎月第3土曜日は午後1時まで）

休館日／ 日曜、祝日、年末年始

各 区 相 談 窓 口

※ 門司区役所・若松区役所・八幡東区役所では事前に電話（093-861-0999）が必要です。

八幡西相談窓口	〒806-8510 八幡西区黒崎3-15-3（コムシティ4階） TEL 093-641-9782 FAX 093-641-9763
---------	--

小倉北相談窓口 月・水・金曜日のみ	〒803-8510 小倉北区大手町1-1（小倉北区役所庁舎西棟1階） TEL 093-582-4500 FAX 093-582-4411
----------------------	---

小倉南相談窓口 火・木曜日のみ	〒802-8510 小倉南区若園5-1-2（小倉南区役所3階） TEL 093-951-3610 FAX 093-951-3615
--------------------	--

門司相談窓口	〒801-8510 門司区清滝1-1-1（門司区役所東棟1階）
--------	---------------------------------

若松相談窓口	〒808-8510 若松区浜町1-1-1（若松区役所2階）
--------	-------------------------------

八幡東相談窓口	〒805-8510 八幡東区中央1-1-1（八幡東区役所2階）
---------	---------------------------------

計 量 検 査 所



〒803-0805
北九州市小倉北区親和町6-2

TEL 093-592-2012
FAX 093-562-7803

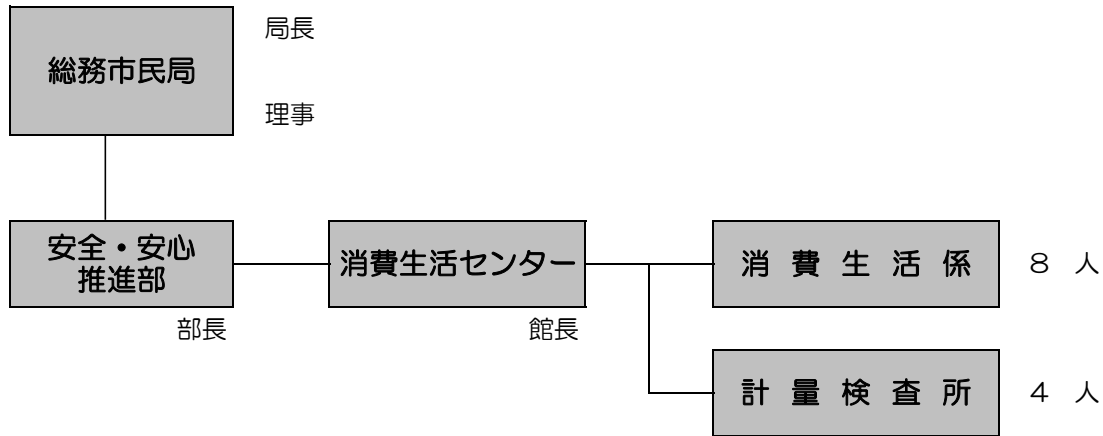
開設年月日／ 昭和38年2月10日
（現在地には平成10年12月から）

開所時間／ 午前8時30分～午後5時15分

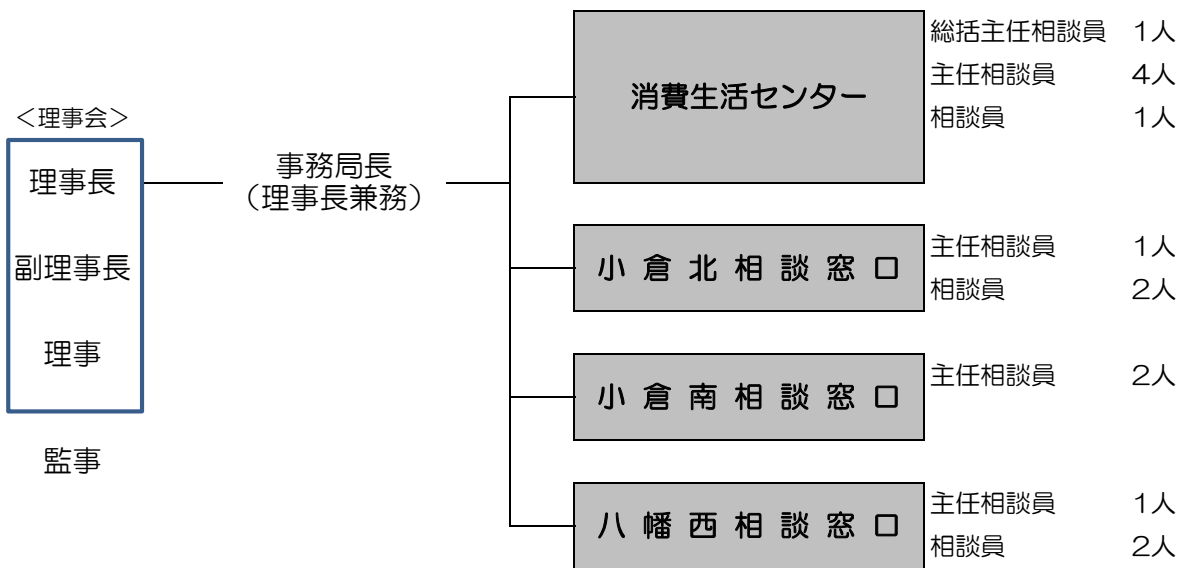
休所日／ 土曜、日曜、祝日、年末年始

Ⅲ 組織及び事務分掌

1 組織（令和7年4月1日現在）



特定非営利活動法人 北九州市消費生活相談員協会（消費生活相談業務等を委託）



※門司区役所・若松区役所・八幡東区役所は事前予約制

2 事務分掌

消費生活係

- ① 消費生活センターの庶務
- ② 生活関連物資対策
- ③ 総合食料品小売センター
- ④ 家庭用品等の表示に係る立入検査等
- ⑤ 施設の維持管理
- ⑥ 消費生活に係る情報の収集及び提供
- ⑦ 消費者の啓発及び教育
- ⑧ 消費生活に係る相談及び苦情処理
- ⑨ 消費生活に係る事業者の指導
- ⑩ 消費者団体及び消費者リーダーの育成
- ⑪ 消費生活審議会
- ⑫ 区における消費生活相談窓口

計量検査所

- ① 所の庶務
- ② 計量器の定期検査
- ③ 計量に係る立入検査
- ④ 計量思想の普及啓発
- ⑤ その他計量の指導及び取締り

第二部

事業概要と事業実績 (令和 6 年度)

- I 消費生活相談
- II 消費者教育
- III 消費者啓発
- IV 審議会・情報交換会
- V 事業者への注意・助言、啓発
- VI 価格動向の調査等
- VII 計量の適正化
- VIII 総合食料品小売センターの維持・管理
- IX 製品事故の予防対策



I 消費生活相談

北九州市では、市民が日常生活で遭遇する契約上のトラブルや詐欺まがいの悪質行為、製品事故などの消費生活に関する相談窓口を設置し、市民からの苦情・相談・情報提供を受け付け、問題解決に向けたお手伝いをしています。

相談窓口は、戸畑区を拠点として、市民がより身近なところで相談できるように、小倉北・小倉南・八幡西区役所にも設置しています。

1 消費生活相談状況

(1) 相談受付件数の推移

令和6年度、消費生活センターで受け付けた相談件数は10,127件で、前年度の9,852件から275件増加（2.8%）しました。

（単位：件）

年度	苦情	問合せ・要望	合計	対前年度比（%）
2	8,607	1,954	10,561	0.5
3	7,998	1,287	9,285	▲12.1
4	8,711	1,211	9,922	6.9
5	8,847	1,005	9,852	▲0.7
6	9,082	1,045	10,127	2.8

苦情…一般的な消費生活に係る相談

問合せ・要望…苦情に含まれない問い合わせや他機関への案内

（単位：件）



(2) 年代別・商品別苦情相談件数

20歳代・30歳代の1位は不動産貸借、40歳代から60歳代までの1位は化粧品、70歳代・80歳以上の1位は商品一般となっています。

(単位：件)

年代	件数	構成比	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
20歳未満	191	2.1%	インターネットゲーム 45	エステティックサービス 18	化粧品 15	健康食品 14	商品一般 10
20歳代	626	6.9%	不動産貸借 47	商品一般 44	フリーローン・サラ金 39	役務その他サービス 38	エステティックサービス 37
30歳代	551	6.1%	不動産貸借 59	商品一般 33	フリーローン・サラ金 23	他の内職・副業 22	役務その他サービス 21
40歳代	796	8.8%	化粧品 71	商品一般 57	不動産貸借 56	フリーローン・サラ金 34	インターネット接続回線 25
50歳代	1,166	12.8%	化粧品 174	商品一般 121	健康食品 75	不動産貸借 52	インターネット接続回線 35
60歳代	1,198	13.2%	化粧品 209	商品一般 166	健康食品 75	インターネット接続回線 41	不動産貸借工事・建築 28
70歳代	1,501	16.5%	商品一般 254	化粧品 163	健康食品 78	健康食品 56	役務その他サービス 49
80歳以上	1,008	11.1%	商品一般 152	健康食品 73	工事・建築 53	化粧品 44	新聞 40
不明・無回答	2,045	22.5%	商品一般 376	不動産貸借 111	工事・建築 77	化粧品 76	役務その他サービス 63

上記の商品・役務の名称は、独立行政法人国民生活センターが指定し、全国の消費生活センター等で使用しているものです。

※「商品一般」とは、商品・役務の分類、項目を越えて、複数の分類項目にまたがっているものや、「店員の態度が悪い」、「注文した覚えがないものが郵送されてきた」等、商品を特定できない相談をいいます。この中には身に覚えのない料金が請求される「架空請求」が含まれます。

※「インターネット接続回線」とは、プロバイダーやインターネット回線の料金やサービスの内容に関する相談です。

※「役務その他サービス」とは、SNSを通じて、副業サポート等役務の提供を受ける契約に関する相談です。この中には、パソコンにウイルスが感染し、解除のために金銭を請求されるパソコンサポート詐欺に関する相談が含まれます。

(3) 内容別相談件数の推移

令和6年度で最も多い相談内容は、「契約・解約」の7,743件となっており、内容別相談件数全体の約42.3%を占めています。

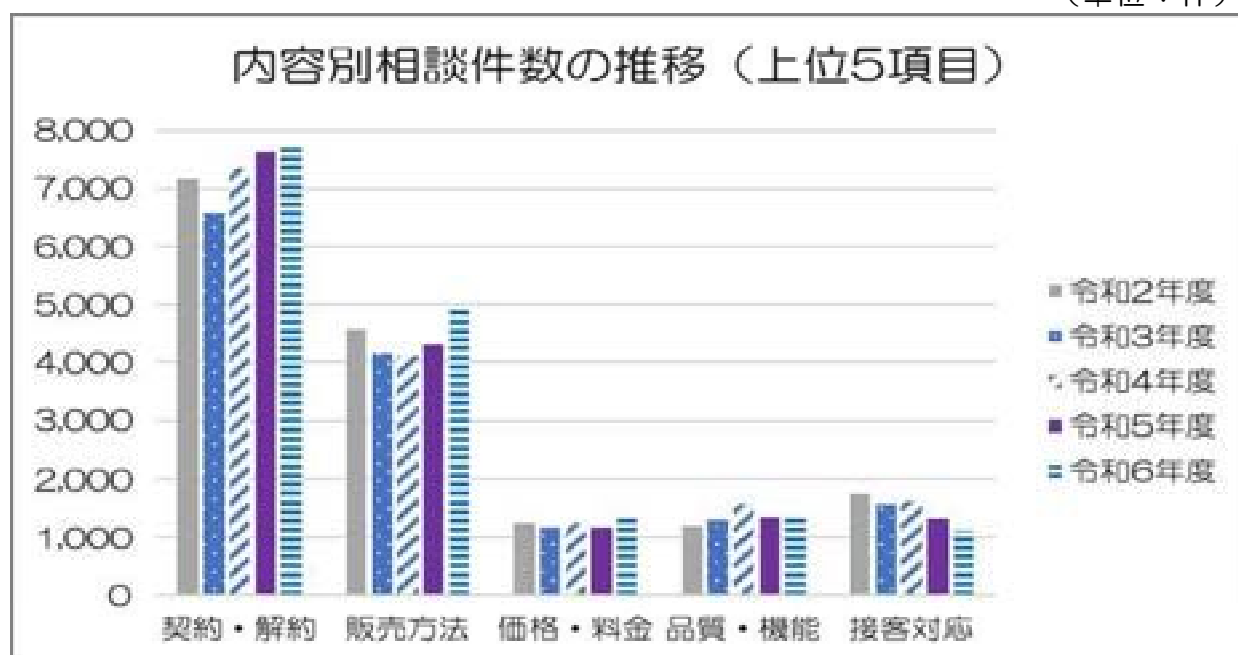
次いで「販売方法」4,983件、「価格・料金」1,395件、「品質・機能」1,343件、「接客対応」1,118件の順となっています。

(単位：件)

相談内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
契約・解約	7,178	6,578	7,341	7,615	7,743
販売方法	4,586	4,170	4,113	4,308	4,983
価格・料金	1,246	1,181	1,256	1,167	1,395
品質・機能	1,212	1,309	1,568	1,356	1,343
接客対応	1,743	1,564	1,613	1,323	1,118
表示・広告	801	779	722	718	893
安全・衛生	338	232	297	259	276
法規・基準	241	203	184	228	175
買物相談	34	29	33	26	48
生活知識	36	27	16	16	21
施設・設備	10	12	15	24	17
計量・量目	7	15	11	8	9
包装・容器	5	12	12	6	5
その他	746	336	327	217	261
計	18,183	16,447	17,508	17,271	18,287

(注) 相談内容は重複しているため、相談受付件数の合計とは異なります。

(単位：件)



(4) 苦情の多い商品・役務

令和6年度に苦情の多かった商品・役務は、「商品一般」、「化粧品」、「不動産貸借」、「健康食品」の順となっています。

(単位：件)



順位	令和5年度	
	品目	件数
1	商品一般	928
2	化粧品	629
3	不動産貸借	413
4	健康食品	352
5	役務その他サービス	281
6	工事・建築	279
7	フリーローン・サラ金	212
8	携帯電話サービス	211
9	四輪自動車	203
10	インターネット接続回線	196

順位	令和6年度	
	品目	件数
1	商品一般	1,213
2	化粧品	791
3	不動産貸借	409
4	健康食品	394
5	役務その他サービス	288
6	工事・建築	256
7	インターネット接続回線	243
8	フリーローン・サラ金	224
9	携帯電話サービス	197
10	四輪自動車	150

上記の商品・役務の品目名称は、独立行政法人国民生活センターが指定し、全国の消費生活センター等で使用しているものです。

※「商品一般」とは、商品・役務の分類項目を越えて、複数の分類項目にまたがっているものや、「店員の態度が悪い」、「注文した覚えがないものが郵送されてきた」等商品を特定できない相談をいいます。この中には、身に覚えのない料金が請求される「架空請求」が含まれます。

※「インターネット接続回線」とは、プロバイダーやインターネット回線の料金やサービスの内容に関する相談です。

※「役務その他サービス」とは、SNSを通じて、副業サポート等役務の提供を受ける契約に関する相談です。この中には、パソコンにウイルスが感染し、解除のために金銭を請求されるパソコンサポート詐欺に関する相談が含まれます。

(5) 販売購入形態別の苦情件数

令和6年度の販売購入形態別苦情件数のうち、「店舗販売」は 2,024 件で、前年度より 122 件減少（▲5.7%）しています。

通信販売や訪問販売などの「店舗外販売」は 4,758 件で、前年度の 4,824 件に比べ 66 件減少（▲1.4%）しています。

令和6年度の「店舗外販売」の主な内訳は、

- ・「通信販売」は 3,438 件で、前年度より 108 件減少（▲3.0%）しています。
- ・「訪問販売」は 592 件で、前年度より 37 件減少（▲5.9%）しています。
- ・「電話勧誘販売」は 540 件で、前年度より 106 件増加（24.4%）しています。

（単位：件）

販売購入形態			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
店舗販売			2,160	1,895	2,257	2,146	2,024
店舗外販売	通信販売		3,410	3,095	3,531	3,546	3,438
	訪問販売		563	621	510	629	592
	（訪問販売の内訳）	家庭訪販	400	453	351	455	404
		点検商法	47	42	55	94	100
		催眠商法	6	19	6	11	2
		アポイントメントセールス	12	16	10	4	4
		キャッチセールス	7	20	12	16	6
		その他	91	71	76	49	76
		電話勧誘販売	503	501	538	434	540
	マルチ商法		100	108	56	58	43
	ネガティブ・オプション（送りつけ商法）		21	12	18	29	15
	訪問購入		54	58	60	75	81
	その他無店舗		57	54	63	53	49
	計		4,708	4,449	4,776	4,824	4,758
	不明・無関係			1,739	1,654	1,678	1,877
合 計			8,607	7,998	8,711	8,847	9,082

上記の販売購入形態の名称は、独立行政法人国民生活センターが指定し、全国の消費生活センター等で使用しているものです。

※「点検商法」とは、点検といって訪問し、屋根や給湯器などを調べ、不安をあおって契約をさせる手口です。

※「催眠商法」とは、会場に人を集め、無料品を配るなどして雰囲気盛り上げ、最後に高額な商品を契約させる手口です。

※「アポイントメントセールス」とは、電話等で目的を隠して営業所や喫茶店等に呼び出し、商品の契約をさせる商法です。

※「キャッチセールス」とは、駅や繁華街でアンケート調査などと言って喫茶店や営業所に連れて行き、帰れない雰囲気にして商品やサービスを契約させる商法です。

※「マルチ商法」とは、販売組織に参加し、新たな参加者に商品やサービスなどを販売すれば、報奨金が得られるとする商法です。

※「訪問購入」とは、業者が消費者の自宅を訪れ、消費者から物品を買い取る契約をするものです。

(6) 特殊詐欺に関する相談件数

令和6年度の特殊詐欺に関する相談件数は1,106件で、前年度の1,026件に比べて80件増加(7.8%)しました。

架空請求に関する相談は令和3年度まで減少していましたが、令和5年度・令和6年度は、増加しており、令和6年度は前年度と比べ110件増加(12.4%)しています。

(単位:件)

年度	架空請求	オレオレ詐欺	還付金詐欺	融資保証金詐欺	金融商品取引名目	ギャンブル必勝法情報提供名目	異性との交際あっせん名目	合計
2	833	11	13	3	0	6	154	1,020
3	815	4	30	2	0	21	115	987
4	815	7	36	1	0	23	118	1,000
5	887	11	19	2	0	15	92	1,026
6	997	0	14	1	0	21	73	1,106

(7) 悪質商法に関する相談件数

令和6年度の悪質商法に関する相談件数は3,003件で、前年度の2,780件に比べて223件増加(8.0%)しました。全相談件数に占める割合は、29.7%と高い比率を占めています。

年 度	悪質商法件数(a)	全相談件数(b)	割合(a)/(b)
2	2,917	10,561	27.6%
3	2,722	9,285	29.3%
4	2,813	9,922	28.4%
5	2,780	9,852	28.2%
6	3,003	10,127	29.7%

※相談内容のうち、「点検商法」、「特殊詐欺」、「販売目的隠匿」、「判断不十分者契約」等、販売上の問題点が認められるキーワードに該当するものを「悪質商法」として計上しています。

2 多重債務問題

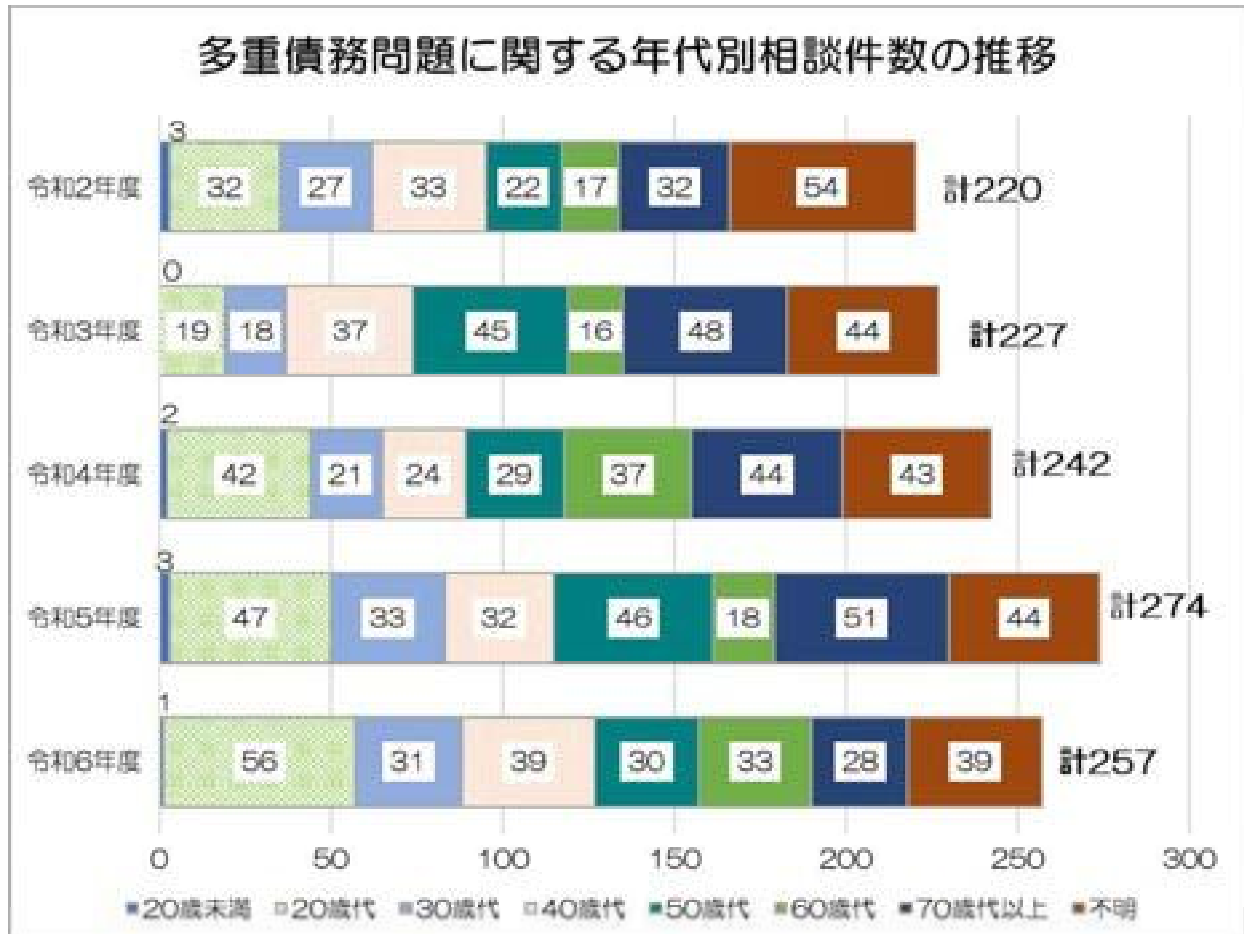
令和6年度の多重債務問題に関する相談件数は257件で、前年度の274件に比べて、17件減少（▲6.2%）しました。

（1） 多重債務問題の相談状況

（単位： 件）

年 度	多重債務件数(a)	全相談件数(b)	割合(a)/(b)
2	220 (うち、「銀行からの借入」91)	10,561	2.1%
3	227 (うち、「銀行からの借入」124)	9,285	2.4%
4	242 (うち、「銀行からの借入」131)	9,922	2.4%
5	274 (うち、「銀行からの借入」148)	9,852	2.8%
6	257 (うち、「銀行からの借入」106)	10,127	2.5%

（単位： 件）



(2) 多重債務問題への対応

消費生活相談員が、債務や家計収支の状況等を詳細に聞き取り、法的解決方法（任意整理、特定調停、個人再生、自己破産）を紹介するとともに、債務整理等が必要な相談者については、本センター主催の消費者トラブル無料法律相談を案内しています。

また、その他に弁護士会、司法書士会、法テラス及び市・県の無料法律相談窓口も案内しています。

3 消費者トラブル無料法律相談

消費生活相談の処理にあたっては、法律家の知見が必要なものがあるため、弁護士会、司法書士会の協力を得て、『消費者トラブル無料法律相談』を行っています。相談をいただいたケースの中で、消費生活相談員が、法律相談の必要性があると判断した際に、相談者へ案内しています。

また、この無料法律相談には、消費生活相談員が同席し、事後のフォローアップも行っています。

(1) 実施状況

ア 弁護士相談

(ア) 開催日 原則、火曜日（第1週を除く）

(イ) 令和6年度実績

- ・開催数： 38回
- ・相談件数： 73件（一般相談： 60件、多重債務相談： 13件）

イ 司法書士相談

(ア) 開催日 原則、第1火曜日

(イ) 令和6年度実績

- ・開催数： 12回
- ・相談件数： 9件（一般相談： 9件、多重債務相談： 0件）

(2) 無料法律相談実績

(単位：件)

年 度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
弁 護 士	実施回数	47	50	49	51	38
	相談件数	64	76	85	94	73
	多重債務	7	11	15	18	13
	多重債務外	57	65	70	76	60
司法書士	実施回数	23	12	12	12	12
	相談件数	8	4	5	3	9
	多重債務	2	0	1	0	0
	多重債務外	6	4	4	3	9
合 計	実施回数	70	62	61	63	50
	相談件数	72	80	90	97	82
	多重債務	9	11	16	18	13
	多重債務外	63	69	74	79	69

4 クリーニング相談

福岡県クリーニング生活衛生同業組合の協力を得て、クリーニング専門アドバイザーが、製品にクリーニングが及ぼした影響等を踏まえながら相談を実施しています。

- ・原則、毎月第2木曜日
- ・令和6年度実績：0回
- ・相談件数：0件

(単位：件)

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
クリーニングに関する相談総件数	31	39	29	30	30
クリーニング相談開催数	2	1	1	1	0
クリーニング相談相談件数	2	1	1	1	0

5 消費生活相談員研修

消費生活相談員の能力向上と研鑽を図るため、令和6年度は、特定非営利活動法人北九州市消費生活相談員協会主催で年間5回の研修を行いました。また、他団体が実施する各種研修に相談員を派遣しています。

(1) 特定非営利活動法人北九州市消費生活相談員協会主催研修

開催月	内 容	講 師
7～3	オンライン研修 国民生活センターが配信する D ラーニング (遠隔研修) で各相談員が1日研修	国民生活センター が依頼した講師
9、2	弁護士との事例検討会	弁護士
4	精神障害者の特性について	北九州市保健福祉局 障害福祉企画課 共 生社会推進係長
8	接遇研修	消費生活相談員協会 会長

(2) 福岡県弁護士会小倉支部との消費生活相談事例検討会

開 催 日 令和6年9月21日（土）
参 加 者 弁護士 5名 相談員 13名
研 修 内 容

	テーマ
事例 1	オンライン診療での美容用薬品の契約について
事例 2	魚介類の送り付け商法について
事例 3	ゴキブリ駆除サービスについて

開 催 日 令和7年2月15日（土）
参 加 者 弁護士 5名 相談員 12名
研 修 内 容

	テーマ
事例 1	着物を自社割賦で販売する際に債権譲渡契約もさせる契約について
事例 2	副業に伴うサーバー年間契約について
事例 3	配信サービスで収入を得る契約の消費者性について

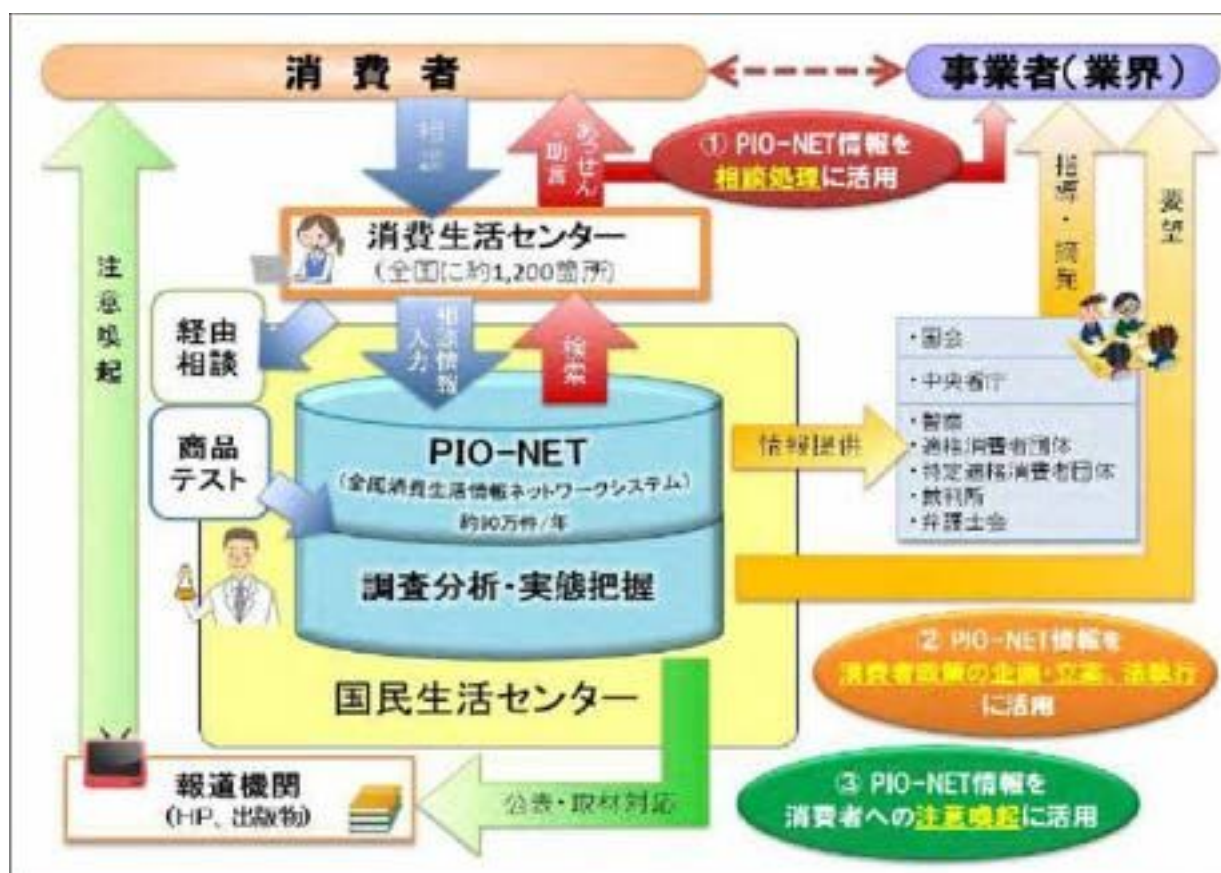
(3) 国民生活センター等主催の研修

実施機関名	研修名	派遣・受講 人数
国民生活センター	相談員研修	13
大分県消費生活センター	九州ブロック会議事例検討会	1
福岡県消費生活センター	消費者安全確保地域協議会設置促進 研修 相談事例検討会	14
福岡県消費生活センター	消費者安全確保地域協議会設置促進 研修 消費生活相談専門研修	1
Credit Information Network (CRIN) 協議会	個人信用情報に関する消費者懇談会	4

6 消費生活情報オンラインシステムの活用

全国の消費生活センターと独立行政法人国民生活センターの間をオンライン回線「PIO-NET」（パイオネット）で結び、複雑・多様化する相談内容を迅速に収集・分析して、的確な相談処理と消費者被害の未然防止に努めています。

PIO-NET システム



Ⅱ 消費者教育

様々な関係機関と連携・協働しながら、若年者、高齢者、障害のある人など、消費者の多様な特性に配慮し、きめ細かな消費者教育を効果的に推進するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない学びの機会の提供などに取り組むことを目指すとともに、目標や成果指標（KPI）を定めた北九州市消費者教育推進計画を策定しました。

消費者被害を未然に防止するため、市内の小学校・中学校、高校、大学、専門学校等の教育機関が行う消費者教育を支援するとともに、成人から高齢者に至る各世代の市民が消費生活に関する必要な知識を身に付け、主体的かつ責任をもって行動できる消費者となるよう、各種講座やイベント、街頭啓発など様々な手法で啓発を行っています。

1 北九州市消費者教育推進計画の策定

近年、デジタル化の進展により、インターネット通販やキャッシュレス決済、SNSなどが普及し、利便性が増す一方で、悪質商法の手口は多様化・複雑化しています。

また、高齢化の進行や成年年齢引下げ、孤独・孤立の顕在化など、社会情勢の変化に伴い消費者被害の増加が懸念されています。

こうした中、誰もが安心して消費生活を営むことができる新ビジョンの重点戦略の一つ「安らぐまち」の実現のためには、消費者被害の未然防止や、消費者教育の推進による、自ら学び、考え、行動する消費者の育成などの取組が重要となっています。

これまで、本市では、平成30年3月に「北九州市消費者教育推進の手引き」を策定し、消費者被害の未然防止のための啓発等に取り組んできました。

このような取組をさらに加速させるため、これまでの施策の成果や課題、社会経済情勢の変化を踏まえた、「北九州市消費者教育推進計画」を令和7年3月に策定しました。

2 出前講座

令和6年度に市民15人以上の団体・グループからの依頼に基づき、講師等を派遣して消費者被害防止のための講座を実施しています。

対 象	実施回数 (回)	受講人数 (人)	内 容
高齢者・一般	26	1,702	「悪質商法の事例と対処法」など
若年者	18	2,462	「成年年齢引き下げ」「若者に多い消費者トラブル事例と対処法」など
合 計	44	4,164	

＜若年者対象分抜粋＞

対 象	実施回数 (回)	受講人数 (人)	学習内容
小中高校生等	11	1,711	「成年年齢引き下げ」「若者に多い消費者トラブル事例と対処法」等
大学・専門学生・新社会人等	7	751	「成年年齢引き下げ」「若者に多い消費者トラブル事例と対処法」等
合 計	18	2,462	

3 若年者を対象とした消費者教育推進事業

スマートフォンやインターネットをきっかけとした消費者トラブルが近年、若年者を中心に広がっています。そのため、若者が陥りやすい消費者トラブルについて、実際に相談のあった具体的な事例や対処方法などの情報をメールの配信やリーフレットで提供しています。

また、小学校や中学校での消費者教育を支援するため、「北九州市消費者教育計画（令和7年 3 月発行）」の活用促進とともに教材の貸し出しを行っています。

(1) 被害事例情報の提供

ア SOS サポートニュースの配信

中学生がおちいりやすいトラブル事例を市内の中学校へ定期的にメールで配信しています。（毎月25日）

※「SOS」は、Safety Of School の略称です。

イ 消費生活トラブル注意報の配信

最新の若年者向けのトラブル事例を市内の高等学校、大学、専門学校へ福岡県・福岡市と共同で、定期的にメールで配信しています。
（2ヵ月に1回）

ウ わかものサポートニュースの配信

大学生等対象のトラブル事例を、市内の大学・専門学校へ定期的にメールで配信しています。（毎月20日）

(2) 消費者教育 DVD・図書の貸出

授業や生徒指導で使用するための DVD・図書等の貸し出しを行っています。

Ⅲ 消費者啓発

1 くらしの便利講座

消費者問題に関心を持つきっかけづくりとして、生活に密着した講座を実施し、消費生活センターの活動の理解と地域への広がりを期待して開催しています。

併せて消費生活アドバイスも行っています。

【令和6年度実績】

・第1回くらしの便利講座

テーマ 「親子で石けんを作ろう！」

日 時 令和6年8月3日（土）14：00～16：00

講 師 株式会社シャボン玉本舗 前田 博昭 氏

参加者 13名

・第2回くらしの便利講座

テーマ 「シニア向けスマホ安全教室」

日 時 令和6年10月17日（木）13：30～16：00

講 師 KDDI 株式会社 斎藤 卓也 氏

参加者 17名

・第3回くらしの便利講座

テーマ 「みんなで楽しく！健康体操」～認知症予防や運動不足解消に～

日 時 令和6年12月13日（金）14：00～15：30

講 師 北九州ヤクルト販売株式会社 江崎 なるみ 氏

参加者 27名

・第4回くらしの便利講座

テーマ 「シニア向けスマホ安全教室」

日 時 令和7年2月12日（水）13：00～15：30

講 師 KDDI 株式会社 斎藤 卓也 氏

参加者 18名

2 消費者フェスティバル2024

北九州市では、11月を「消費者被害防止強化月間」と定め、消費生活に関する知っておきたい情報の提供や計量の重要性等の啓発を行うイベントを毎年実施しています。令和6年度は、令和5年度に引き続き、中・高校生が多く集まる「ゆめみらいワーク」に出展し、クイズ形式での啓発や相談窓口の周知を行いました。

【令和6年度実績】

日 時	令和6年12月11日（水）、12日（木）	9:30～16:00
会 場	西日本総合展示場新館	
主な内容	啓発ビデオの放映 アンケート、クイズの実施、啓発物品の配布 その他（まもりんの展示）	
来 場 者	約 1,100人	



3 啓発強化月間（５月・１１月）

多くの市民に「消費生活センター」を知っていただき、より身近な存在になれるよう、毎年春（５月）と秋（１１月）に啓発強化月間を設け、消費者問題に関する事業を集中的に行っています。

（１）消費者月間（５月１日～５月３１日）

５月は、国の呼びかけのもと全国的に「消費者月間」とされ、令和６年度は「デジタル時代に求められる消費者力とは」というテーマで、次の啓発活動を行いました。

・消費生活パネル展の実施

消費者被害防止のため、ウェルとばた２階エレベーターホール前にてパネル展を開催し、多くの市民に知っていただくことができました。（５月２８日～５月３１日）

・消費者被害防止用リーフレット等の配布

消費者被害防止のため、リーフレット及び啓発品をイオンモール八幡東で５００部配布し、啓発活動を行いました。（５月２０日）



（２）消費者被害防止強化月間（１１月１日～１１月３０日）

北九州市では、１１月を「消費者被害防止強化月間」と定め、より地元根差した啓発活動を行いました。

・「第５回北九州市消費生活川柳」募集及びポスター作成

悪質商法や二重電話詐欺などの消費者被害トラブル防止に役立つ川柳を京町銀天街協同組合とコラボして募集。６０５句の応募があり、受賞１０作品は京町銀天街アーケードに掲示し、その受賞川柳を掲載したポスターを市民センター、図書館、区役所等に配布、ウェルとばた２階のエレベーターホール前及び大・中ホールへ続く階段付近（１１月２５日～１１月２６日、１２月９日～１２月２０日）に掲示しました。



・デジタルサイネージによる啓発

小倉駅コンコース、センタービジョンでデジタルサイネージを使用し、消費者被害防止の啓発や相談窓口の周知を行いました。（１１月１日～３０日）

（３）その他の啓発事業

・街頭啓発

福岡銀行小倉支店周辺および福岡銀行門司支店周辺で年金の支給日に合わせ、警察署と連携して街頭啓発を実施しました。（４月１５日、１０月１５日、２月１４日）

4 広報紙「くらしの情報」の発行

消費生活に関する情報や物価情報を広く市民に周知するため「くらしの情報」を作成し、「あんしんサポートニュース」の配信先に年２回配信しています。

【配 信 先】 介護関係事業者、高齢者医療関係施設、地域包括支援センター、
市民センター、民生委員、社会福祉協議会、地域交流センター等
３３１か所

<令和６年度発行状況>

内 容	
夏 号	○令和５年度 消費生活相談概要 ・相談受付件数の推移 ・相談の多い商品・サービス ○物価情報 ・生活関連物資の６月の価格動向
秋 号	○１１月１日は計量記念日です ○物価情報 ・生活関連物資の１０月の価格動向

5 啓発用資料の作成

啓発用の資料を作成し、各種講座で利用するとともに相談窓口、市民センターなどで配付しています。

<令和6年度作成資料>

『消費生活川柳 ポスター』 B1サイズ 11枚 B2サイズ 360枚	
『新入生向け リーフレット』 A3サイズ 4,700部	

6 啓発用グッズの作成

<令和 6 年度作成資料>

『消費生活センターオリジナルトートバッグ』

3,000 枚



『消費生活センターオリジナル啓発品』
シャープペンシル

4,000 本



『しっかり聴きます！』
リーフレット

4,000 部



『しっかり聴きます！』
チラシ

3,000 部



7 「あんしんサポートニュース」の配信

日頃、高齢者と接する機会の多い事業者や団体に対して、消費関連トラブルや製品事故の情報を提供することで、消費者被害の防止を図る「あんしんサポートニュース」を平成20年度から配信しています。

【配 信 数】 毎月2回（原則1日、15日）

令和6年度は年間24回配信

【配 信 先】 介護関係事業者、高齢者医療関係施設、地域包括支援センター、市民センター、民生委員、社会福祉協議会、地域交流センター等
331か所

8 「SOS サポートニュース」の配信【再掲】

市内の中学校等に対して、若者に関する消費トラブルの情報を提供することで、消費者被害の防止を図る「SOS サポートニュース」を平成24年1月から配信しています。

【配 信 数】 毎月1回（原則25日）

令和6年度は年間12回配信

【配 信 先】 市内中学校等 73か所

9 「消費生活トラブル注意報」の配信【再掲】

県内の高校・大学・専門学校等に対して、若者に関する消費トラブルの情報を平成25年8月から、福岡県・福岡市と共同で定期的に配信しています。

【配 信 数】 2ヶ月に1回配信（随時号外を配信） 令和6年度は6回配信

【配 信 先】 県内高校・大学等 254校（うち市内58校）

10 「わかものサポートニュース」の配信【再掲】

市内の大学や専門学校等に最新の消費者トラブル情報を、令和2年5月から配信しています。

【配 信 数】 毎月1回配信（原則20日） 令和6年度は12回配信

【配 信 先】 市内大学・専門学校等 43校

11 「ホットな消費者ニュース」の配信

福岡県内で発生している高齢者に関する消費トラブルの情報を福岡県内の主要都市と共同で毎月配信しています。

【配 信 数】 毎月1回配信（27日前後） 令和6年度は15回配信

【配 信 先】 福岡県消費生活センターのホームページに掲載

12 ホームページによる情報提供

ホームページを開設し、相談窓口の案内や暮らしに役立つ情報・相談事例等を掲載しています。また相談窓口の受付時間内に相談できない方のために、電子メールによる消費生活相談の受付をホームページ上で行っています。

《消費生活センターホームページの入り方》

北九州市トップページから

くらしの情報＞防災・防犯・消費生活＞消費生活

《メール相談ページの入り方》

北九州市トップページから

くらしの情報＞防災・防犯・消費生活＞消費生活＞消費生活相談窓口＞電子メールによる消費生活相談

13 若者向けポータルサイトによる情報提供

成年年齢引き下げ前の令和3年11月に、29歳以下の消費者を対象とした若者向けホームページを開設しました。消費生活センターの紹介や若者に多いトラブル事例とその対処法、クーリング・オフ制度なども特集として掲載しています。

《若者向けポータルサイトの入り方》

北九州市トップページから

くらしの情報＞消費生活＞注意喚起情報＞消費生活センター＞若者向けポータルサイト（外部リンク）



14 SNSによる情報提供

消費生活センターでは、消費生活トラブル防止に関するSNSによる情報を北九州市公式アカウントで配信しています。

《消費生活センターSNSに関するページの入り方》

北九州市トップページから

くらしの情報＞消費生活＞注意喚起情報＞消費生活センター＞その他＞消費生活
トラブル防止に関する情報を北九州市公式 SNS アカウントで配信しています＞
各（外部リンク）へ



スマートフォンで
読み取ってホームページへ

(1) LINEによる情報提供

わかものサポートニュースをはじめ、最新の消費者トラブル情報等を迅速に発信し、消費者と情報を共有することで、消費者被害の未然防止を図っています。

《消費生活センターLINEページの入り方》

上記「消費生活センターSNSに関するページの入り方」を参照

「消費生活トラブル防止に関する情報を北九州市公式 SNS アカウントで配信しています」＞北九州市公式LINE（外部リンク）より友だち追加をクリック

※受信設定から「消費生活センターからの注意喚起情報」を選択

二次元コードから友だち追加をする方法

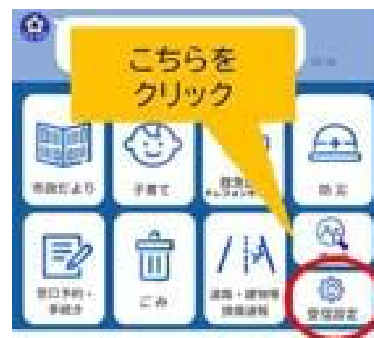
LINE内のQRコードリーダー、
カメラアプリや二次元コードリーダーの
アプリから、右の二次元コードを読み取る
ことで、友だち追加ができます。



スマートフォンで
読み取って友だち追加

受信設定の方法

「基本メニュー」右下の「受信設定」ボタンから「市政情報2」＞「消費生活センターからの注意喚起情報」を選択



(2) YouTubeによる情報提供

消費者トラブルの実例やその対処法等を動画配信し、広範な消費者と情報を共有することで、消費者被害の未然防止を図っています。

《消費生活センターYouTube動画ページの入り方》

P31「消費生活センターSNSに関するページの入り方」を参照

「消費生活トラブル防止に関する情報を北九州市公式 SNS アカウントで配信しています」＞YouTube「北九州市公式チャンネル」（外部リンク）

(3) Facebookによる情報提供

消費者庁等からの最新の消費者トラブルや被害事例などの注意喚起情報等を迅速に発信し、広範な消費者と情報を共有することで、消費者被害の未然防止を図っています。

《消費生活センターFacebookページの入り方》

P31「消費生活センターSNSに関するページの入り方」を参照

「消費生活トラブル防止に関する情報を北九州市公式 SNS アカウントで配信しています」＞北九州市・公式Facebook（外部リンク）

(4) Xによる情報提供

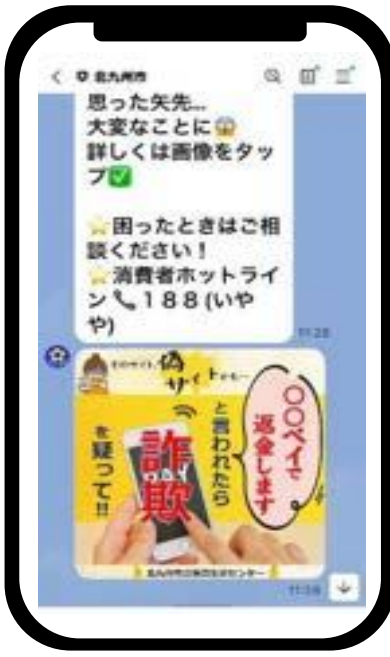
消費者庁や福岡県警察等からの最新の消費者トラブル情報、特殊詐欺事案などの注意喚起情報等を迅速に発信し、消費者と情報を共有することで、消費者被害の未然防止を図っています。

《消費生活センターXページの入り方》

P31「消費生活センターSNSに関するページの入り方」を参照

「消費生活トラブル防止に関する情報を北九州市公式 SNS アカウントで配信しています」>北九州市・公式X（外部リンク）

SNS投稿イメージ

(1)LINE	(2)YouTube
	
(3)Facebook	(4)X
	

15 dボタン広報誌による情報提供

テレビのチャンネルKBC（1ch）＋dボタンで、最新の消費者トラブル情報、特殊詐欺事案などの注意喚起情報等を迅速に発信し、消費者と情報を共有することで、消費者被害の未然防止を図っています。

《dボタン広報誌の視聴方法》

- ① テレビのチャンネルをKBC（1ch）にあわせます。
 - ② テレビのリモコンの「dボタン」を押します。
 - ③ 画面に表示された「dボタン広報誌」を選び、「決定ボタン」を押します。
- ※「dボタン広報誌」が表示されない場合は「dボタン」→「ニュース・天気」の順で操作してください。



16 広報紙等による情報提供

市政だより (令和6年度)	7月 1日号	第1回くらしの便利講座 「親子で石けんをつくろう！」
	9月15日号	第2回くらしの便利講座 「シニア向けスマホ安全教室」
	11月1日号	11月は消費者被害防止月間です
	11月15日号	第3回くらしの便利講座 「みんなで楽しく！健康体操」
	1月15日号	第4回くらしの便利講座 「シニア向けスマホ安全教室」

17 啓発用 DVD、図書等の貸出

市民及び学校、各種団体からの申請に基づいて、消費生活センターが所有している啓発用 DVD や図書等の貸出を行っています。

<貸出実績>

年 度	貸出回数
2	16
3	3
4	2
5	1
6	0



Ⅳ 審議会・情報交換会

1 北九州市消費生活審議会

消費生活に関し幅広く公正な意見を聞くため、北九州市消費生活条例第24条の規定に基づく消費生活審議会を設置し、消費者政策の基本となる事項を調査審議します。

(1) 委員名簿

(令和7年3月31日現在)

氏 名	所 属	備考
上坂 豪	九州国際大学 現代ビジネス学部 教授	会長
今泉 恵子	北九州市立大学 法学部 教授	副会長
田中 由美子	九州女子大学 家政学部 教授	
服部 貴明	福岡県弁護士会 北九州部会	
平山 智章	福岡県司法書士会 北九州支部 理事	
原田 緑	北九州商工会議所 女性会 副会長	
塩塚 真由子	株式会社井筒屋 管理本部次長兼総務部長	
中村 啓子	北九州市婦人会連絡協議会 副会長	
木村 美世	公募委員	
瓜生 麻奈美	公募委員	

(敬称略)

(2) 令和6年度開催実績「開催場所：北九州市立消費生活センター 研修室」

「第1回」 令和6年7月4日(木)

- 議 題
- ・令和5年度の相談状況
 - ・令和5年度の取組状況
 - ・「北九州市消費者教育推進計画(仮称)」の策定について
 - ・その他

「第2回」 令和6年10月31日(木)

- 議 題
- ・「北九州市消費者教育推進計画(仮称)」素案について
 - ・その他

「第3回」 令和7年2月20日(木)

- 議 題
- ・「北九州市消費者教育推進計画」について
 - ・その他

2 北九州市消費者被害防止情報交換会

警察との緊密な連携により、様々な悪質商法による北九州市民の消費者トラブル、被害の未然防止対策等を強化し、市民生活の一層の安定を図ることを目的に、定期的に福岡県警本部及び市内8警察署と北九州市消費者被害防止情報交換会を実施しています。

(1) 構成員

警 察	福岡県警察本部生活経済課 福岡県小倉北警察署生活安全課 福岡県小倉南警察署生活安全課 福岡県八幡東警察署生活安全課 福岡県八幡西警察署生活安全課 福岡県折尾警察署生活安全課 福岡県若松警察署生活安全課 福岡県戸畑警察署生活安全課 福岡県門司警察署生活安全課
行政等	総務市民局安全・安心推進部長 北九州市立消費生活センター 北九州市消費生活相談員協会

(2) 令和6年度開催実績

開催日 令和7年1月29日(水)
場 所 北九州市立消費生活センター 研修室
議 題

- ・北九州市の相談状況
- ・悪質な相談事例
- ・高齢者の詐欺被害防止に向けた取組み

V 事業者への注意・助言、啓発

消費者トラブルの未然防止に努めるため販売事業者等に注意・助言、啓発を行っています。

1 業種別注意・助言、啓発件数（令和6年度）

	業 種	4～6月		7～9月		10～12月		1～3月		合計	
		件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
工事、建築	リフォーム	0	0	1	1	2	3	0	0	3	4
健康関連	健康食品等	0	0	0	0	1	1	1	1	2	2
美容関連	エステ等	3	3	0	0	0	0	1	1	4	4
生活関連	貴金属	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス	1	2	0	0	0	0	1	3	2	5
	浄水器・水販売	1	1	0	0	1	1	1	3	3	5
	電話・電信	1	3	2	5	2	5	1	2	6	15
	新聞	3	4	3	3	3	3	3	3	12	13
	信販	0	0	3	4	0	0	3	4	6	8
	保険	2	2	1	1	2	2	1	2	6	7
	金融	0	0	1	2	0	0	0	0	1	2
	冠婚葬祭	0	0	1	2	0	0	1	1	2	3
	その他	1	1	0	0	0	0	2	2	3	3
計		12	16	12	18	11	15	15	22	50	71

2 訪問販売事業者講習会

訪問販売活動を行う事業者等が消費者トラブルの未然防止に努め、消費者から苦情があった場合に適切に対応いただくため、平成19年度から事業

者等を対象に、講習会を開催しています。

〈令和6年度開催実績〉

開催日	令和6年11月25日（月）
場 所	ウェルとばた 多目的ホール
参 加	26社 29名
テーマ	訪問販売及び電話勧誘販売事業者の基礎知識 ～「不適切にもほどがある」と言われなかったために～
講 師	ひびき法律事務所 弁護士 河合 洋行 氏



Ⅵ 価格動向の調査等

食料品をはじめ日常生活における身近な必需品について、職員が行った価格調査等の情報を提供しています。

1 生活関連物資の価格動向の調査

生活関連物資の価格と需給の安定を図るため、需要の大きい物資の中から当市が選択した品目の店頭価格について、原則毎月（上旬）調査しています。

<調査実績>

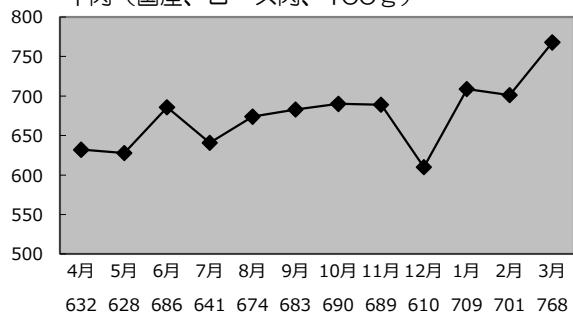
（単位：件）

年度	調査品目（種）		調査対象店舗（店）	
	食料品	日用品 (石油製品含)	食料品	日用品 (石油製品含)
R2	1 2	8	1 1	2 6
R3	1 2	8	1 0	2 5
R4	1 2	8	1 0	2 5
R5	1 2	8	1 0	2 5
R6	1 2	8	1 0	2 5

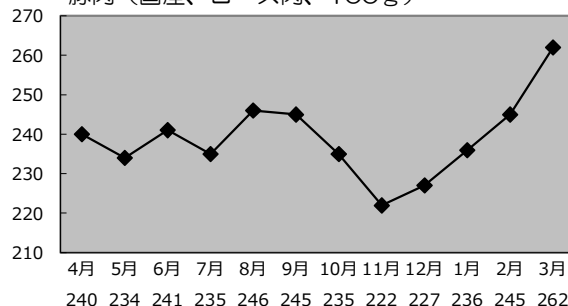
令和6年度北九州市生活関連物資価格推移表

(単位：円 価格は消費税を含みます)

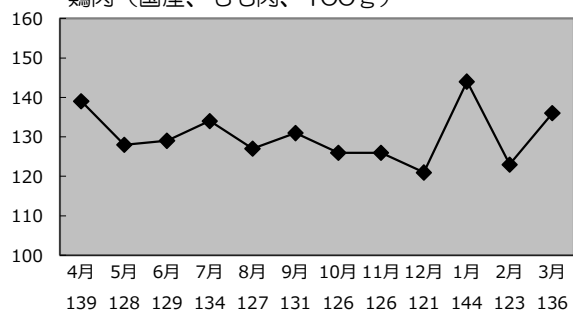
牛肉（国産、ロース肉、100g）



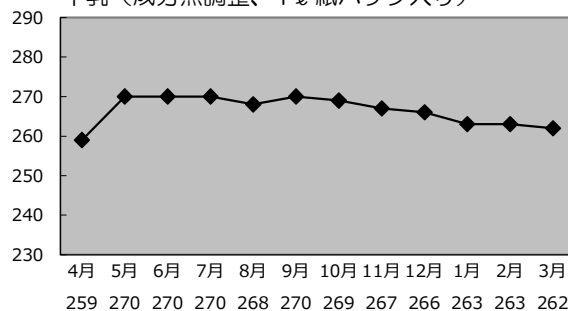
豚肉（国産、ロース肉、100g）



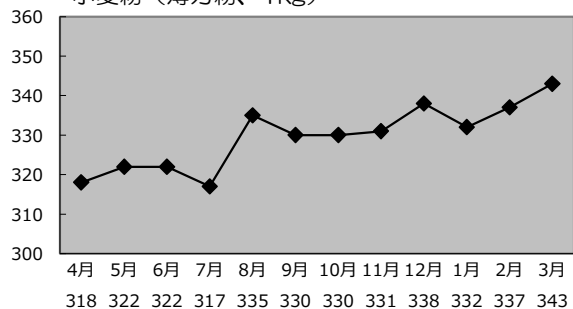
鶏肉（国産、もも肉、100g）



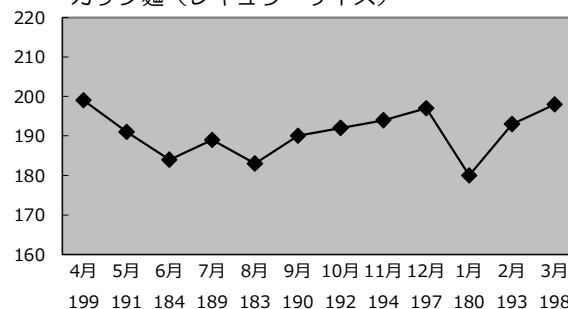
牛乳（成分無調整、1ℓ紙パック入り）



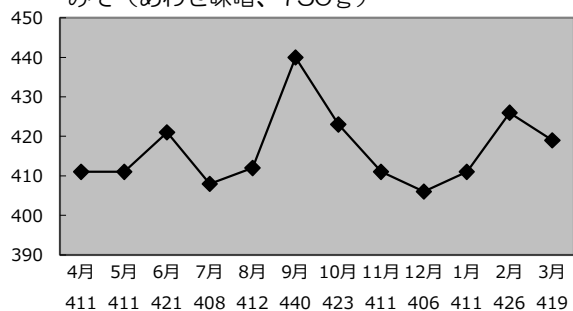
小麦粉（薄力粉、1kg）



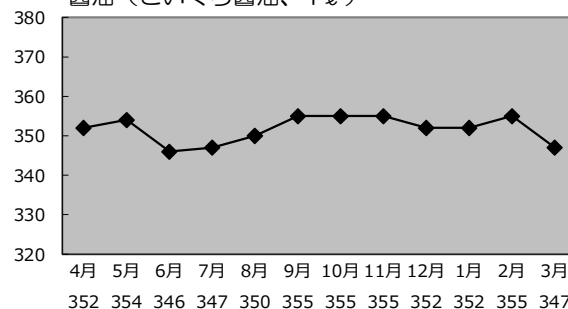
カップ麺（レギュラーサイズ）



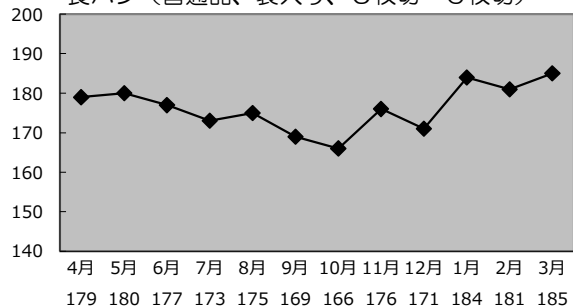
みそ（あわせ味噌、750g）



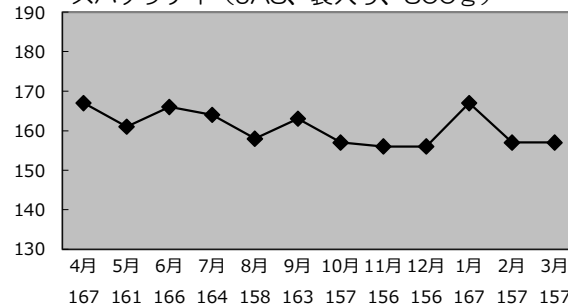
醤油（こいくち醤油、1ℓ）



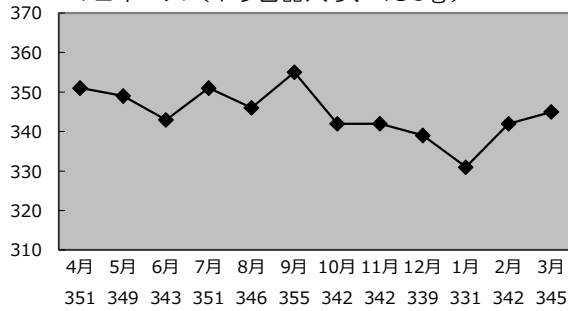
食パン（普通品、袋入り、5枚切・6枚切）



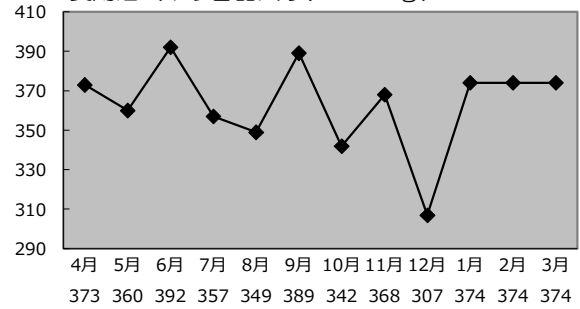
スパゲッティ（JAS、袋入り、300g）



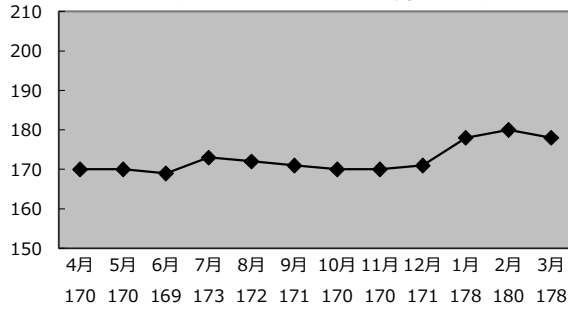
マヨネーズ（ポリ容器入り、450g）



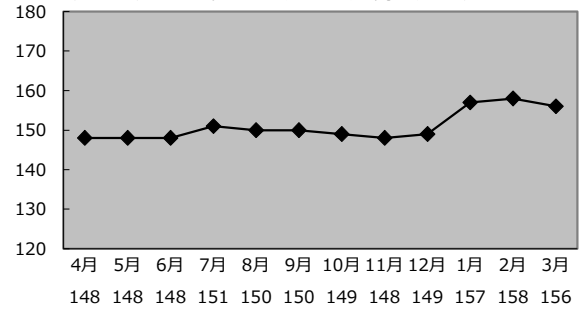
食用油（ポリ容器入り、1000g）



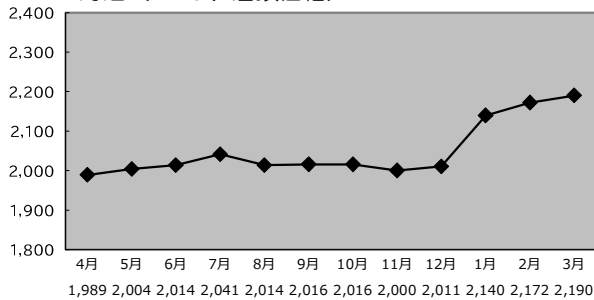
ガソリン（レギュラー、1ℓ、現金売り）



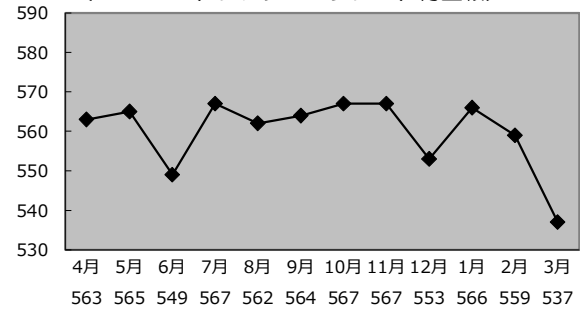
軽油（個人消費向け、1ℓ、現金売り）



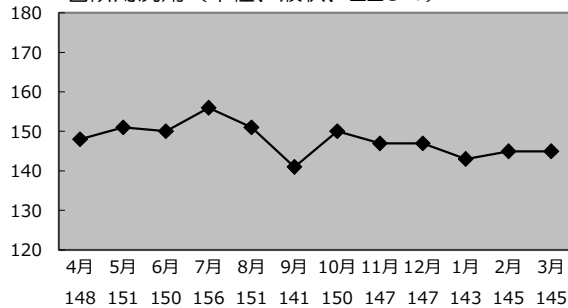
灯油（18ℓ、店頭価格）



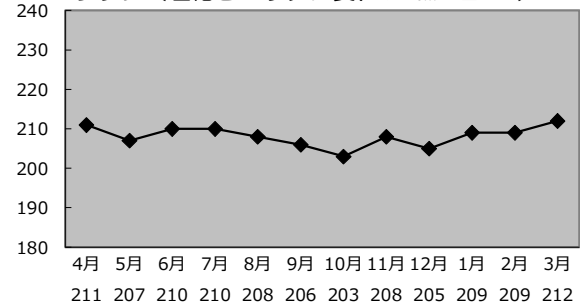
トイレトペーパー
（12ロール、シングル・ダブル、再生紙）



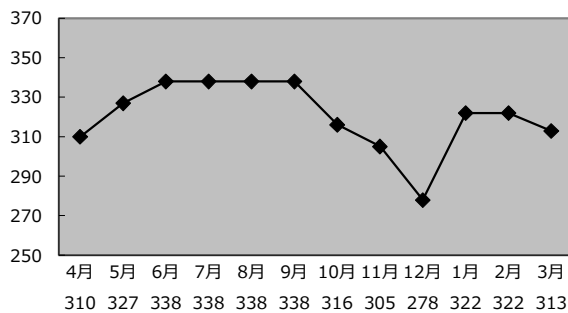
台所用洗剤（中性、液状、220mℓ）



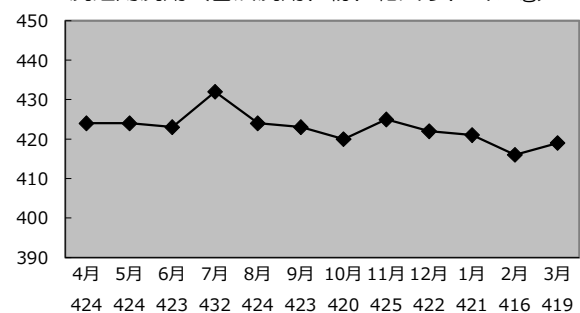
ラップ（塩化ビニリデン製、30cm×20m）



ティッシュペーパー
（5個パック、150組300枚・160組320枚）



洗濯用洗剤（合成洗剤、粉、箱入り、0.9kg）



2 物価情報の提供

日常生活に役立つ知識を深めてもらうために、物価に関する情報を提供しています。

＜令和6年度実績＞

○広報紙

「くらしの情報」（年2回発行）

○ホームページ

「生活関連物資の価格動向」（毎月更新）

「北九州市の消費者物価指数」（毎月更新）

北九州市消費者物価指数（年平均）

（令和2年＝100）

品 目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 合	100.0	99.7	102.5	105.8	109.3
生鮮食品を 除く 総 合	100.0	99.7	102.2	105.2	108.5
食 料	100.0	99.8	104.8	113.8	119.6
住 居	100.0	100.4	102.7	103.6	104.5
光熱・水道	100.0	100.7	111.8	101.7	107.1
家具・家事用品	100.0	100.2	102.9	111.4	115.4
被服及び履物	100.0	102.7	102.4	105.1	107.2
保健医療	100.0	99.4	99.8	101.9	103.5
交通・通信	100.0	95.8	94.9	96.2	99.5
教 育	100.0	100.5	100.8	102.0	103.8
教養娯楽	100.0	101.4	102.5	106.8	111.2
諸 雑 費	100.0	101.4	102.7	104.6	106.7

資料：総務省統計局「消費者物価指数」

大都市消費者物価指数（年平均）

（令和2年＝100）

年 都市名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
北九州	100.0	99.7	102.5	105.8	109.3
福岡	100.0	99.4	101.5	104.9	108.2
熊本	100.0	99.5	101.7	105.1	108.2
札幌	100.0	99.9	102.9	106.8	109.9
仙台	100.0	99.9	103.1	107.2	110.6
さいたま	100.0	99.5	101.8	104.9	107.5
千葉	100.0	99.4	101.7	105.3	107.7
東京都区部	100.0	99.8	102.2	105.4	107.9
横浜	100.0	99.7	102.0	105.2	108.3
川崎	100.0	99.4	101.4	104.5	107.2
相模原	100.0	99.7	102.2	105.6	108.4
新潟	100.0	99.1	101.9	104.8	107.4
静岡	100.0	99.1	101.7	104.9	107.8
浜松	100.0	100.2	103.0	106.5	109.6
名古屋	100.0	99.7	102.4	105.7	108.8
京都	100.0	99.9	102.4	105.6	108.6
大阪	100.0	99.4	101.9	105.3	108.3
堺	100.0	99.5	102.0	105.3	108.3
神戸	100.0	99.3	101.3	104.7	107.7
岡山	100.0	99.9	102.0	105.2	107.6
広島	100.0	99.6	102.3	105.6	108.4

資料：総務省統計局「消費者物価指数（総合）」

VII 計量の適正化

北九州市の計量行政は、計量検査所が所管し、「計量法」に基づき適正な計量の実施を確保するという観点から『検査業務』及び『指導啓発業務』を実施しています。

1 定期検査

商店や病院、学校等で取引証明に使用される計量器が、経年変化などにより性能が劣化していないかどうか、計量法に基づき2年に1回定期検査を実施し、適正な計量が行われるように努めています。なお、平成20年度から定期検査を指定定期検査機関に委託しています。

(1) 定期検査の内容

巡回検査	指定定期検査機関の職員が、ハカリを使用している事業所を巡回し、検査を行う
所在場所検査	指定定期検査機関の職員が、トラックスケール等の大型の物や使用しているハカリの数が多い事業所に出向き検査を行う
代検査	北九州市が行う定期検査に代わり、民間計量士が検査を行う
未受検者への立入調査	定期検査未受検者のところへ出向き、ハカリの使用状況等を聞き、受検指導を行う
事前調査	新しく開店した商店等、未把握事業所に対し、ハカリの使用状況を調査し、定期検査の受検義務等を説明し、指導を行う

(2) 定期検査の実績

年度 \ 項目		受検戸数 (戸)	受検個数 (個)	合格個数 (個)	合格率 (%)
2	指定機関検査	743	2,417	2,407	99.6
	代検査	1,094	3,404	3,372	99.1
	計	1,837	5,821	5,779	99.3
3	指定機関検査	449	1,315	1,299	98.8
	代検査	1,176	3,756	3,717	99.0
	計	1,625	5,071	5,016	98.9
4	指定機関検査	726	2,261	2,246	99.3
	代検査	1,225	3,735	3,714	99.4
	計	1,951	5,996	5,960	99.4
5	指定機関検査	509	1,423	1,421	99.9
	代検査	1,164	3,736	3,710	99.3
	計	1,673	5,159	5,131	99.5
6	指定機関検査	771	2,409	2,405	99.8
	代検査	1,169	3,500	3,493	99.8
	計	1,940	5,909	5,898	99.8

2 立入検査

(1) 計量器立入検査

事業所や家庭で使われている有効期間などの定めのある計量器に対し、立入検査を実施しています。

＜対象計量器＞都市ガスメーター・プロパンガスメーター・水道メーター
ガソリンメーター・子メーター（電気・ガス・水道）

(2) 商品量目検査

量り売りをしている商品の重量が正しく計量されているか、歳末期に全国一斉の商品量目検査を行っています。また、消費者からの苦情に基づき事業者への量目検査を実施しています。

＜商品量目検査実績＞

	年度	立入 戸数 (戸)	検 査 個 数 (個)	不 合 格	
				個数(個)	率(%)
食料品等	2	0	0	0	0.0
	3	0	0	0	0.0
	4	7	200	0	0.0
	5	19	648	21	3.2
	6	19	514	14	2.7



3 計量思想の普及啓発

(1) 計量記念日事業

11月1日の計量記念日に際し、計量思想の普及啓発パネルをウェルとばた2階交流プラザに掲出し、市民の計量思想の醸成を図りました。



(2) 計量記念日広報事業

11月1日の計量記念日に際し、計量思想の普及・啓発を図るための広報事業として、福岡県内の計量関係団体及び計量行政機関が計量に関する写真・動画・絵の作品募集を行いました。また同時に、計量に関するクイズやアンケートも実施しました。

募集（応募）期間	令和6年7月15日から令和6年11月20日まで
応募総数	【作品募集】 ・標語及び川柳 46件 ・写真11件 ・絵 3件 計62件 【クイズ応募】 107件 【アンケート】 127件

4 その他の事業

(1) 計量管理指導業務

適正計量管理事業所の新規申請に関する検査や当該事業所の記載事項変更届の進達事務等を通し、適正な計量管理の指導を行っています。

<令和6年度実績>

新規検査	0事業所	変更届	8事業所
立入検査	2事業所	廃止届	3事業所

Ⅷ 総合食料品小売センターの維持・管理

食料品やその他日用品を販売して地域消費者の利便性を図るため、総合食料品小売センターとして、昭和48年に設置しました。

現在は、近隣に多数の商業施設が整備されており、施設の老朽化も進んでいるため、鮮魚店1店舗のみの営業となっています。

施 設 概 要

- ① 名 称：北九州市立折尾東部総合食料品小売センター
- ② 場 所：北九州市八幡西区友田二丁目4番23号
- ③ 開 設：昭和48年4月20日
- ④ 構 造：鉄筋コンクリート5階建1階部分
(2階～5階は市営住宅「折尾東市場団地」)
- ⑤ 入店者：1業種1店舗(鮮魚店)
- ⑥ 面 積：売り場 19.43 ㎡(公道に面する単独店舗)



Ⅸ 製品事故の予防対策

市民の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、販売される生活用製品が法律に規定する表示を正しく行っているか調査しています。

1 対象となる法律

消費生活用製品安全法

電気用品安全法

ガス事業法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

家庭用品品質表示法

※P Sマーク貼付義務

技術基準を満たすことを確認した製造・輸入業者は、P Sマークを表示することができます。
表示が付されているものでなければ販売、または販売の目的で陳列できません。

2 検査結果（令和6年度）

法律名	P Sマーク	品 目	検査店舗数
消費生活用製品安全法		特別特定製品	2店舗
		上記以外の特定製品	4店舗
電気用品安全法		特定電気用品	7店舗
		上記以外の電気用品	7店舗
ガス事業法		特定ガス用品	1店舗
		上記以外のガス用品	6店舗
液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律		特定液化石油ガス器具等	7店舗
		上記以外の液化石油ガス器具等	6店舗
家庭用品品質表示法	繊維製品		4店舗
	合成樹脂加工品		5店舗
	電気機械器具		7店舗
	雑貨工業品		6店舗

※実際のマークはデザイン・サイズ等が上記と異なります。



第三部

参 考 資 料

- 1 苦情上位10品目の主な事例
- 2 消費生活相談件数集計表
- 3 商品・内容別相談件数一覧表
- 4 訪問販売に関する苦情件数
- 5 北九州市消費生活条例
- 6 北九州市消費生活条例施行規則
- 7 北九州市立消費生活センター条例
- 8 北九州市立消費生活センター条例施行規則
- 9 北九州市消費者被害防止情報交換会設置要綱
- 10 北九州市消費者行政の沿革



1 苦情上位10品目の主な事例

1位 商品一般……1,213件

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	888	811	803	928	1,213

(事例)

- ① 自宅の固定電話に大手電話会社を名乗って「2 時間後に電話が使えなくなる」と電話があった。不審だが、無視してよいか。
- ② 携帯電話に知らない電話番号から何度もかかってくるが、警察に相談したほうがいいのか。

※ 警察官や大手通信会社をかたった電話や SMS などによる架空請求に関する相談が多い。

2位 化粧品……791件

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	348	446	810	629	791

(事例)

- ① 初回 1,980 円の美容クリームをネットで購入。一回限りだと思っていたら 2 回目の商品が高額だった。支払い義務はあるのか。
- ② ネットで初回だけと思って育毛剤を購入。その後も商品が届き、解約はできたが法律事務所から督促状が届いている。対処法を教えてください。

※ インターネット広告からの申込みによる意図していなかった定期購入や、定期購入の解約手続きが行えないなどのトラブルが多発している。

3位 不動産賃貸……409件

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	361	356	392	413	409

(事例)

- ① 2 か月前に退去したペット可の賃貸アパートの貸主から、高額な原状回復費用の請求書が届いた。どうしたらよいか。
- ② オンラインで内見を行い、気に入ったので契約を進めていたが断ったところ、キャンセル料を請求され不満である。

※ 賃貸住宅の契約や修繕費用の請求などに関する相談が多い。

4位 健康食品……394件

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	575	298	307	352	394

(事例)

- ① 初回500円でいつでも解約可能と記載のサプリを解約すると差額9,400円の解約料を請求された。
- ② ネット通販中に広告で出てきた健康サプリを購入。一回限りと思っていたが、定期購入ということが分かり、断りたいが業者と連絡がつかない。

※ インターネットの広告表示から意図しない定期購入契約の相談が多い。

5位 役務その他サービス……288件

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	231	226	211	281	288

(事例)

- ① パソコンを使用中、エラー表示がでて表示された OS 業者に架電。指示通り操作し銀行口座を聞かれ不審に思って電話を切った。これでよいだろうか。
- ② 副業のサポート契約をして消費者金融など4社から合計90万円借金しているが、だまされているだろうか。

※ パソコンサポートに関する相談や、契約のトラブルについての相談が多い。

6位 工事・建築……256件

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	240	222	224	279	256

(事例)

- ① 屋根の補修工事を勧められ契約したが、業者の信用性に不安があるので解約したい。
- ② ハウスメーカーからリスクゼロ、とりあえず契約するよう言われ、注文住宅の契約をした。解約後、手付金一部返金対応に不満だ。

※ 工事の仕上がりや工事金額に関して、不満を訴える相談が多い。

7位 インターネット接続回線……243件

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	211	231	226	196	243

(事例)

- ① 光回線の勧誘を受け、承諾していないのに勝手に工事日を決められていた。どうすればよいか。
- ② 1年半前からインターネット利用料を二重払いしていることがわかった。通信業者は過払い分を返金しないといい、納得できない。

※ 契約時の業者の説明不足や、相談者の確認不足が原因と思われるトラブルの相談や、解約に関する相談が多い。

8位 フリーローン・サラ金……224件

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	191	171	175	212	224

（事例）

- ① 消費者金融や銀行など6社くらいに5、600万円の借金があり、支払いが困難だ。債務整理したい。
- ② 副業等にだまされて、消費者金融から借入れをし、支払い困難。クレジットカード決済の支払いもある。債務整理希望。

※ 多重債務等に関する相談が多い。

9位 携帯電話サービス……197件

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	196	221	214	211	197

（事例）

- ① スーパーの催事でスマートフォンを勧められ契約したが使えなかった。販売員の態度も冷たく、解約したいのに解約できないプランがある。
- ② 商業施設で声をかけられアンケートに答えると格安スマートフォンの契約になっていた。契約の認識はなく、納得できない。

※ 契約時に業者の説明不足や、相談者の確認不足が原因と思われるトラブルの相談が多い。

10位 四輪自動車……150件

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	126	120	119	203	150

（事例）

- ① 中古車を購入後、すぐに故障した。販売会社へ預けて廃車か売るか検討中に勝手に処分された。車内に置いていた私物も返却されず困っている。
- ② 元職場の社長の紹介で中古車を購入。退職後に売却しようとしたらメーター改ざんした事故車だと指摘された。返金希望。

※ 業者の説明不足や、相談者の確認不足が原因と思われるトラブルの相談が多い。

2 消費生活相談件数集計表

（単位：件）

	合計			市立消費生活センター			門司窓口			小倉北窓口			小倉南窓口			若松窓口			八幡東窓口			八幡西窓口		
	苦情	問合せ	計	苦情	問合せ	計	苦情	問合せ	計	苦情	問合せ	計	苦情	問合せ	計	苦情	問合せ	計	苦情	問合せ	計	苦情	問合せ	計
令和4年度	計	8,711	1,211	9,922	5,748	727	6,475	1	0	1	969	118	1,087	506	98	604	0	0	0	0	0	1,487	268	1,755
	来訪	1,294	168	1,462	438	39	477	1	0	1	217	34	251	183	36	219	0	0	0	0	0	455	59	514
	電話	7,375	1,037	8,412	5,272	682	5,954	0	0	0	751	84	835	323	62	385	0	0	0	0	0	1,029	209	1,238
	その他	42	6	48	38	6	44	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
令和5年度	計	8,847	1,005	9,852	5,944	625	6,569	1	0	1	972	84	1,056	457	85	542	0	0	0	0	0	1,473	211	1,684
	来訪	1,303	167	1,470	464	40	504	1	0	1	237	21	258	180	44	224	0	0	0	0	0	421	62	483
	電話	7,482	835	8,317	5,419	583	6,002	0	0	0	735	63	798	277	41	318	0	0	0	0	0	1,051	148	1,199
	その他	62	3	65	61	2	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
令和6年度	計	9,082	1,045	10,127	5,758	625	6,383	0	0	0	1,017	97	1,114	587	90	677	0	0	0	0	0	1,720	233	1,953
	来訪	1,347	159	1,506	469	34	503	0	0	0	212	22	234	176	33	209	0	0	0	0	0	490	70	560
	電話	7,685	885	8,570	5,243	590	5,833	0	0	0	804	75	879	408	57	465	0	0	0	0	0	1,230	163	1,393
	その他	50	1	51	46	1	47	0	0	0	1	0	1	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0

3 商品・内容別相談件数一覧表（令和4年度）

（単位：件）

商品別分類項目	件数	安全・衛生	品質・機能	法規・基準	価格・料金	計量・量目	表示・広告	販売方法	契約・解約	接客対応	包装・容器	施設・設備	買物相談	生活知識	その他	合計
総計	9,922	297	1,568	184	1,256	11	722	4,113	7,341	1,613	12	15	33	16	327	17,508
A 商品一般	894	4	26	12	48	0	87	346	612	65	0	6	1	0	20	1,227
B 食料品	618	56	110	10	34	8	98	342	458	74	6	0	1	1	1	1,199
C 住居品	428	31	145	9	36	0	32	171	322	84	3	0	3	3	6	845
D 光熱水品	177	1	12	5	48	2	8	59	106	29	0	0	0	2	3	275
E 被服品	501	4	120	3	35	0	41	322	437	85	1	0	2	0	1	1,051
F 保健衛生品	998	79	202	2	115	0	203	695	925	173	2	0	0	1	3	2,400
G 教養娯楽品	735	10	149	12	73	0	48	397	579	142	0	0	5	0	11	1,426
H 車両・乗り物	200	16	69	6	37	0	13	71	168	48	0	0	0	0	1	429
I 土地・建物・設備	205	10	45	9	30	0	5	78	119	40	0	1	2	0	14	353
J 他の商品	11	0	1	1	0	0	1	4	5	1	0	0	1	0	1	15
商品計	4,767	211	879	69	456	10	536	2,485	3,731	741	12	7	15	7	61	9,220
K クリーニング	29	0	16	1	2	0	1	6	15	15	0	0	0	0	0	56
L ｼｬｰﾙ・ﾘｰｽ・貸借	483	13	113	12	132	0	3	47	383	147	0	1	0	0	8	859
M 工事・建築・加工	263	9	85	10	59	0	5	80	180	64	0	1	2	0	9	504
N 修理・補修	148	1	34	4	57	0	7	58	104	29	0	1	1	0	6	302
O 管理・保管	26	1	3	0	6	0	0	0	14	5	0	0	0	0	4	33
P 役務一般	34	0	0	0	2	0	0	17	33	2	0	0	0	0	0	54
Q 金融・保険ｼｰﾋﾞｽ	631	2	35	19	54	0	10	168	541	75	0	0	3	2	11	920
R 運輸・通信ｼｰﾋﾞｽ	753	3	141	8	115	0	21	262	602	197	0	0	1	0	5	1,355
S 教育ｼｰﾋﾞｽ	28	0	4	1	4	0	1	5	20	7	0	0	0	0	2	44
T 教養・娯楽ｼｰﾋﾞｽ	707	7	43	21	128	0	48	447	637	76	0	1	1	0	2	1,411
U 保健・福祉ｼｰﾋﾞｽ	681	40	154	19	87	1	27	141	466	138	0	2	3	2	63	1,143
V 他の役務	632	5	48	11	131	0	53	292	477	87	0	0	7	1	20	1,132
W 内職・副業・相場	102	0	1	0	19	0	8	87	94	3	0	0	0	0	0	212
X 他の行政ｼｰﾋﾞｽ	244	5	12	9	4	0	2	18	44	27	0	2	0	4	136	263
役務計	4,761	86	689	115	800	1	186	1,628	3,610	872	0	8	18	9	266	8,288
Z 他の相談	394	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 商品・内容別相談件数一覧表（令和5年度）

（単位：件）

商品別分類項目	件数	安全・衛生	品質・機能	法規・基準	価格・料金	計量・量目	表示・広告	販売方法	契約・解約	接客対応	包装・容器	施設・設備	買物相談	生活知識	その他	合計
総計	9,852	259	1,356	228	1,167	8	718	4,308	7,615	1,323	6	24	26	16	217	17,271
A 商品一般	1,021	0	23	15	36	0	76	424	771	84	0	1	1	1	8	1,440
B 食料品	698	77	119	11	63	5	125	441	548	67	4	0	1	1	4	1,466
C 住居品	378	19	124	6	31	0	25	190	292	70	0	0	0	2	4	763
D 光熱水品	156	3	9	4	31	0	5	59	96	17	0	1	0	3	5	233
E 被服品	452	2	87	13	37	0	59	272	380	56	0	0	2	1	6	915
F 保健衛生品	807	53	127	8	96	1	162	597	732	100	1	1	1	0	0	1,879
G 教養娯楽品	816	8	144	15	80	0	50	414	670	120	0	1	1	0	11	1,514
H 車両・乗り物	303	16	108	12	44	1	20	87	258	71	0	0	0	0	0	617
I 土地・建物・設備	235	6	50	10	33	0	8	89	153	32	0	1	2	0	17	401
J 他の商品	11	0	3	0	1	0	0	5	5	5	0	0	0	0	1	20
商品計	4,877	184	794	94	452	7	530	2,578	3,905	622	5	5	8	8	56	9,248
K クリーニング	30	0	15	1	1	0	0	3	24	13	0	0	0	0	0	57
L ｼｬｰﾙ・ﾘｰｽ・貸借	520	9	143	17	147	0	6	52	384	112	0	3	0	0	10	883
M 工事・建築・加工	302	6	83	8	75	0	7	114	232	53	0	1	3	0	4	586
N 修理・補修	130	1	44	4	45	0	9	58	99	28	0	0	1	0	4	293
O 管理・保管	24	0	3	3	4	0	1	1	17	4	0	1	0	0	1	35
P 役務一般	34	0	0	0	2	0	1	22	29	2	0	0	0	0	0	56
Q 金融・保険ｼｰﾋﾞｽ	749	1	27	28	62	0	26	245	651	84	0	2	1	2	8	1,137
R 運輸・通信ｼｰﾋﾞｽ	721	2	79	15	108	0	16	256	592	142	0	0	1	0	6	1,217
S 教育ｼｰﾋﾞｽ	19	0	4	1	4	0	0	6	18	3	0	0	0	0	0	36
T 教養・娯楽ｼｰﾋﾞｽ	671	6	43	13	89	0	50	423	604	69	0	5	0	0	1	1,303
U 保健・福祉ｼｰﾋﾞｽ	534	37	86	23	73	0	19	145	388	96	0	0	2	1	41	911
V 他の役務	648	10	30	14	95	0	47	289	522	75	1	2	10	0	15	1,110
W 内職・副業・相場	114	0	1	0	7	1	5	94	100	6	0	0	0	0	1	215
X 他の行政ｼｰﾋﾞｽ	164	3	4	7	3	0	1	22	50	14	0	5	0	5	70	184
役務計	4,660	75	562	134	715	1	188	1,730	3,710	701	1	19	18	8	161	8,023
Z 他の相談	315	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 商品・内容別相談件数一覧表（令和6年度）

（単位：件）

商品別分類項目	件数	安全・衛生	品質・機能	法規・基準	価格・料金	計量・量目	表示・広告	販売方法	契約・解約	接客対応	包装・容器	施設・設備	買物相談	生活知識	その他	合計
総計	10,127	276	1,343	175	1,395	9	893	4,983	7,743	1,118	5	17	48	21	261	18,287
A 商品一般	1,300	6	27	9	66	1	54	617	921	66	1	4	2	0	16	1,790
B 食料品	683	61	117	5	79	4	135	469	569	60	2	0	1	0	3	1,505
C 住居品	389	24	148	2	50	0	51	199	287	50	1	0	2	5	3	822
D 光熱水品	158	4	9	5	29	0	7	76	112	8	0	1	1	1	5	258
E 被服品	422	3	78	10	35	0	53	298	370	50	0	0	5	0	2	904
F 保健衛生品	975	60	138	5	150	1	341	798	912	60	1	0	1	0	0	2,467
G 教養娯楽品	666	9	147	5	70	1	22	370	547	88	0	0	2	1	11	1,273
H 車両・乗り物	237	19	87	12	37	0	13	77	196	50	0	1	0	0	3	495
I 土地・建物・設備	234	7	48	10	46	1	10	99	150	36	0	1	4	2	10	424
J 他の商品	17	0	0	3	3	0	1	6	13	3	0	0	1	0	0	30
商品計	5,081	193	799	66	565	8	687	3,009	4,077	471	5	7	19	9	53	9,968
K クリーニング	30	0	18	1	3	0	1	4	22	9	0	0	0	0	0	58
L ｼｬｰﾙ・ﾘｰｽ・貸借	505	16	124	10	145	0	5	65	410	133	0	3	0	0	8	919
M 工事・建築・加工	283	4	88	4	68	0	3	122	210	47	0	1	6	1	2	556
N 修理・補修	151	1	38	2	52	0	10	73	111	21	0	0	4	0	2	314
O 管理・保管	17	0	0	0	8	0	2	2	12	2	0	0	0	0	0	26
P 役務一般	50	0	1	0	7	0	2	27	48	1	0	0	0	0	0	86
Q 金融・保険サービス	726	0	22	33	57	0	26	234	645	62	0	0	1	0	9	1,089
R 運輸・通信サービス	806	2	62	7	113	0	7	416	657	113	0	0	2	1	10	1,390
S 教育サービス	26	0	1	1	6	0	1	4	25	2	0	0	0	0	0	40
T 教養・娯楽サービス	621	10	39	13	122	0	35	391	550	72	0	2	2	0	4	1,240
U 保健・福祉サービス	501	37	107	16	75	0	29	157	309	77	0	0	5	3	69	884
V 他の役務	709	11	41	12	159	1	69	373	542	81	0	1	9	0	13	1,312
W 内職・副業・相場	92	0	0	0	10	0	14	80	86	3	0	0	0	0	0	193
X 他の行政サービス	190	2	3	10	5	0	2	26	39	24	0	3	0	7	91	212
役務計	4,707	83	544	109	830	1	206	1,974	3,666	647	0	10	29	12	208	8,319
Z 他の相談	339	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 訪問販売に関する苦情件数（令和4年度）

年代別・職業別・性別

（単位：件）

	合計	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	不明
合 計	520	2	32	21	35	35	52	105	137	101
給与生活者	127	0	21	16	29	19	19	10	3	10
自営自由業	16	0	0	1	2	3	2	4	1	3
家事従事者	98	0	1	2	1	6	18	30	33	7
学 生	12	2	8	0	0	0	0	0	0	2
無 職	172	0	0	2	1	5	8	50	92	14
不 明	95	0	2	0	2	2	5	11	8	65
男	193	1	10	12	18	13	23	45	47	24
女	298	1	22	9	17	22	29	59	87	52
不 明	29	0	0	0	0	0	0	1	3	25

苦情上位10品目（大分類）

順位	商品名	合計	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	不明
1	工事・建築・加工	85	0	0	1	7	9	5	29	23	11
2	書籍・印刷物	65	0	1	0	1	2	5	14	25	17
3	修理・補修	56	0	3	2	3	8	8	11	16	5
4	役務・その他	50	0	3	2	7	5	3	6	8	16
5	インターネット通信サービス	32	0	5	3	4	2	3	6	6	3
6	空調・冷暖房・給湯設備	27	0	0	2	1	0	4	7	8	5
7	電気	24	0	6	1	0	0	1	3	0	13
8	放送	20	0	1	0	2	0	4	3	5	5
9	衛生サービス	17	0	0	1	0	1	3	4	8	0
10	その他住宅設備	9	0	0	2	1	1	1	2	1	1

苦情上位10品目（小分類）

順位	商品名	合計	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	不明
1	新聞	64	0	1	0	1	2	5	14	24	17
2	修理サービス	56	0	3	2	3	8	8	11	16	5
3	光ファイバー	26	0	4	2	4	1	2	5	6	2
4	電気	24	0	6	1	0	0	1	3	0	13
5	屋根工事	21	0	0	1	2	2	1	9	3	3
	衛生設備	21	0	0	0	2	1	2	5	10	1
7	塗装工事	17	0	0	0	2	2	1	7	4	1
8	役務その他サービス	15	0	0	1	2	0	1	3	5	3
9	廃品回収サービス	12	0	3	1	2	1	1	0	2	2
10	テレビ放送サービス	10	0	1	0	1	0	1	1	5	1
	工事・建築サービス	10	0	0	0	0	3	0	4	1	2

4 訪問販売に関する苦情件数（令和5年度）

年代別・職業別・性別

（単位：件）

	合計	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	不明
合 計	629	14	25	31	42	80	88	114	117	118
給与生活者	195	0	17	26	32	63	24	6	1	26
自営自由業	30	0	0	1	0	4	5	5	4	11
家事従事者	116	0	1	2	3	2	19	43	33	13
学 生	20	13	7	0	0	0	0	0	0	0
無 職	170	1	0	1	5	6	30	44	73	10
不 明	98	0	0	1	2	5	10	16	6	58
男	241	6	14	16	20	25	36	40	46	38
女	360	7	11	15	22	55	52	74	71	53
不 明	28	1	0	0	0	0	0	0	0	27

苦情上位10品目（大分類）

順位	商品名	合計	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	不明
1	工事・建築・加工	115	0	3	5	8	14	17	25	30	13
2	書籍・印刷物	110	0	0	2	3	17	23	24	21	20
3	役務・その他	57	2	6	2	1	12	5	10	5	14
4	修理・補修	41	0	1	2	4	6	5	5	10	8
5	空調・冷暖房・給湯設備	40	0	1	3	3	3	4	6	13	7
6	電気	37	8	8	2	2	4	1	2	0	10
7	インターネット通信サービス	29	0	0	5	2	5	4	4	5	4
8	衛生サービス	23	0	0	0	1	3	2	8	4	5
9	放送	18	0	0	0	2	4	7	3	1	1
10	その他住宅設備	14	0	0	1	0	0	1	3	5	4

苦情上位10品目（小分類）

順位	商品名	合計	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	不明
1	新聞	110	0	0	2	3	17	23	24	21	20
2	屋根工事	44	0	0	0	3	3	9	11	11	7
3	修理サービス	40	0	1	2	4	6	5	5	10	7
4	電気	37	8	8	2	2	4	1	2	0	10
5	衛生設備	25	0	2	2	2	2	2	3	9	3
	役務その他サービス	25	0	5	1	0	5	1	4	3	6
7	塗装工事	24	0	1	2	1	6	2	8	3	1
	光ファイバー	24	0	0	5	0	5	4	3	3	4
9	ガス温水ボイラー	17	0	0	0	0	1	1	4	7	4
10	建物清掃サービス	12	0	0	0	0	0	0	7	4	1

4 訪問販売に関する苦情件数（令和6年度）

年代別・職業別・性別

（単位：件）

	合計	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	不明
合 計	592	4	49	22	19	40	51	117	162	128
給与生活者	132	1	28	19	11	28	24	6	1	14
自営自由業	10	0	0	0	1	1	0	2	2	4
家事従事者	81	0	0	0	2	2	10	29	28	10
学 生	25	3	21	0	0	0	0	0	0	1
無 職	248	0	0	2	3	5	12	73	129	24
不 明	96	0	0	1	2	4	5	7	2	75
男	240	1	28	15	7	19	22	49	49	50
女	309	3	21	7	12	21	29	68	110	38
不 明	43	0	0	0	0	0	0	0	3	40

苦情上位10品目（大分類）

順位	商品名	合計	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	不明
1	工事・建築・加工	103	0	0	2	1	7	14	21	35	23
2	書籍・印刷物	84	0	0	1	2	4	8	18	37	14
3	役務・その他	78	0	16	3	4	5	7	15	10	18
4	修理・補修	55	1	3	0	5	4	4	11	19	8
5	インターネット通信サービス	54	2	8	3	1	7	5	9	4	15
6	空調・冷暖房・給湯設備	37	0	1	2	0	1	3	5	20	5
7	電気	26	0	8	0	0	0	0	2	2	14
8	衛生サービス	23	0	1	3	1	2	0	4	6	6
9	放送	13	0	0	1	0	3	2	3	3	1
10	レンタル・リース・貸借	10	0	0	0	0	0	1	1	3	5

苦情上位10品目（小分類）

順位	商品名	合計	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	不明
1	新聞	84	0	0	1	2	4	8	18	37	14
2	修理サービス	55	1	3	0	5	4	4	11	19	8
3	光ファイバー	44	2	7	3	0	4	3	9	4	12
4	役務その他サービス	37	0	4	2	0	2	3	8	7	11
5	屋根工事	36	0	0	0	0	2	4	7	14	9
6	電気	26	0	8	0	0	0	0	2	2	14
7	衛生設備工事	23	0	0	0	0	1	3	5	10	4
8	ガス温水ボイラー	20	0	0	0	0	0	2	3	13	2
9	解錠サービス	16	0	8	1	2	1	1	1	0	2
10	塗装工事	14	0	0	1	0	2	5	3	1	2

5 北九州市消費生活条例

平成 16 年 9 月 29 日条例第 42 号
改正 平成 25 年 10 月 15 日条例第 32 号
平成 26 年 10 月 7 日条例第 48 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 基本的施策(第 6 条—第 17 条)
- 第 3 章 消費者の被害の救済(第 18 条—第 23 条)
- 第 4 章 北九州市消費生活審議会(第 24 条)
- 第 5 章 雑則(第 25 条—第 31 条)
- 付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市及び事業者の責務等を明らかにするとともに、消費者の被害の防止及び救済のための施策その他の施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる事項が満たされることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費者の安全が確保されること。
 - (2) 商品及び役務並びに訪問購入(物品の購入を業として営む者が営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う物品の購入をいう。以下同じ。)に係る物品について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
 - (3) 商品及び役務並びに訪問購入に係る物品の取引における公正が確保されること。
 - (4) 消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されること。
 - (5) 消費者の意見が消費者政策に反映されること。
 - (6) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会及び消費生活における国際化の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(平 25 条例 32・一部改正)

(市の責務)

第 3 条 市は、前条の基本理念にのっとり、市の区域の社会的、経済的状况に応じて、消費者政策を推進する責務を有する。

(事業者の責務等)

第 4 条 事業者は、第 2 条の基本理念に鑑み、その供給する商品及び役務並びに訪問購入に係る物品について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
 - (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
 - (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
 - (5) 市が実施する消費者政策に協力すること。
- 2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
- 3 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(平 25 条例 32・一部改正)

第 5 条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

- 2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。
- 3 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

第 2 章 基本的施策

(安全の確保)

第 6 条 市は、消費者の消費生活における安全を確保するため、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する調査及び情報の収集等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市長は、商品又は役務が消費者の安全を害するおそれがあると認めるときは、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、当該商品又は役務の安全性について、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 3 市長は、事業者が前項の規定による求めに応じないとき、又は同項の説明若しくは資料の提出を受けてもなお商品若しくは役務が消費者の安全を害すると認めるときは、前項に規定する事業者に対し、当該商品若しくは役務の安全性についての説明若しくは資料の提出又は当該商品の回収その他の被害の発生若しくは拡大を防止する措置をとることを指導し、又は勧告することができる。

- 4 市長は、前項に規定する認定をしようとするときは、あらかじめ、第 24 条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(消費者契約の適正化等)

第 7 条 市は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市長は、事業者が消費者との間で行う取引に関し次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として規則で定めることができる。

- (1) 消費者に対し、販売若しくは訪問購入の意図を隠し、商品若しくは役務若しくは訪問購入に係る物品の内容、取引条件、取引の仕組み等について、重要な情報を提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
 - (2) 消費者の自発的意思を待つことなく執ように説得し、消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乗じ、若しくは消費者を心理的に不安定な状態に陥れる等して、契約の締結を勧誘し、又はこれらにより消費者の十分な意思形成のないまま契約を締結させる行為
 - (3) 取引における信義誠実の原則に反して消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為
 - (4) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約(契約の成立又は内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を請求し、又は当該債務を履行させる行為
 - (5) 契約若しくは法律の規定に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為
 - (6) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張に対して、これらを妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させる行為
 - (7) 商品若しくは役務を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品又は役務の購入を条件又は原因として、信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約(以下「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為
- 3 市長は、前項に規定する不当な取引行為を定めようとするときは、あらかじめ、第 24 条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 前項の規定は、第 2 項に規定する不当な取引行為の変更又は廃止について準用する。

- 5 市長は、事業者の行為が第 2 項に規定する不当な取引行為に該当する疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該行為について、説明又は資料の提出を求めることができる。

- 6 市長は、事業者の行為が第 2 項に規定する不当な取引行為に該当すると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

(平 25 条例 32・一部改正)

(広告その他の表示の適正化)

第 8 条 市は、消費者が商品の購入若しくは使用若しくは役務の利用又は訪問購入に係る物品の売却に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務並びに訪問購入に係る物品について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市長は、消費者が商品の購入若しくは使用若しくは役務の利用又は訪問購入に係る物品の売却に際しその選択等を誤ることがないようにするために必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、次に定める表示についての基準(以下「表示の基準」という。)を定めることができる。

- (1) 商品若しくは役務又は訪問購入に係る物品について、品質その他の内容並びに当該商品若しくは役務を供給し、又は訪問購入に係る物品を購入する事業者の氏名又は名称及び住所の表示
 - (2) 商品若しくは役務又は訪問購入に係る物品の価格(単位当たりの価格を示すことができるときにあっては、当該単位当たりの価格を含む。)の表示
 - (3) 自動販売機その他これに類する機械(以下この号において「自動販売機等」という。)により商品又は役務を供給するときの当該自動販売機等になされる事業者の連絡先その他の表示
 - (4) 商品又は役務の品質、性能等の保証の表示
- 3 市長は、表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、第 24 条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、表示の基準を定めたときは、これを告示するものとする。
- 5 前 2 項の規定は、表示の基準の変更又は廃止について準用する。
- 6 事業者は、第 4 項(前項において準用する場合を含む。)の規定により告示された表示の基準を遵守しなければならない。
- 7 市長は、事業者の行う表示が第 4 項の規定により告示された表示の基準に適合していない疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 8 市長は、事業者の行う表示が第 4 項の規定により告示された表示の基準に適合していないと認めるときは、当該事業者に対し、当該表示の基準を遵守するよう指導し、又は勧告することができる。

(平 25 条例 32・一部改正)

(計量の適正化)

第 9 条 市は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益を受けることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(包装の適正化)

第 10 条 市は、商品について適正な包装(容器を用いる包装を含む。以下同じ。)の実施の確保を図るため、内容品の保護のために必要な包装の促進、過大又は過剰な包装の防止等必要な施策を講ずるものとする。

(消費生活に関する情報提供)

第 11 条 市は、消費者が社会的、経済的状況の変化に対応して自主的かつ合理的に行動することができるようにするため、消費生活に関する情報を収集するとともに、消費者に必要な情報提供をする等必要な施策を講ずるものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

第 12 条 市は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第 13 条 市は、適正な消費者政策の推進に資するため、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、消費者の意見が事業者の事業活動に反映されるよう消費者と事業者との対話その他の交流の機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(苦情処理及び紛争解決の促進)

第 14 条 市は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情又は紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん、人材の確保及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第 15 条 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活関連商品等の調査等)

第 16 条 市は、消費生活の安定を図り、又は消費者の商品若しくは役務の適切な選択に資するため、必要と認める生活関連商品等について、価格の動向、需給状況等の調査、関係団体との連絡調整等必要な施策を講ずるものとする。

(環境の保全への配慮)

第 17 条 市は、商品及び役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化、消費者に対する啓発活動及び教育の推進等に当たって環境の保全に配慮するために必要な施策を講ずるものとする。

第 3 章 消費者の被害の救済

(被害の救済のための助言等)

第 18 条 市長は、消費者から事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた旨の申出があったときは、当該被害の速やかな救済のために必要な助言、あっせんその他の措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、当該被害に係る事業者その他の関係人に対し、説明又は資料の提出の要求その他必要な調査を行うことができる。

(審議会の調停)

第 19 条 市長は、前条第 1 項に規定する申出に係る紛争のうち、市民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるものについて、その公正かつ速やかな解決を図るため、第 24 条に規定する審議会の調停に付することができる。

(訴訟費用の貸付け)

第 20 条 市長は、事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けたと認める消費者(以下「被害者」という。)が、当該被害に係る事業者を相手に訴訟を提起する場合又は当該事業者に訴訟を提起された場合で、次に掲げる要件を満たすときは、当該被害者に当該訴訟に係る費用(以下「訴訟費用」という。)の貸付けを行うことができる。

- (1) 訴訟費用が被害額を超え、又は超えるおそれがある等被害者が訴訟費用の貸付けを受けなければ訴訟を提起し、又は応訴することが困難であると認められること。
- (2) 同一又は同種の原因による被害が多数発生し、又は発生するおそれがあると認められること。
- (3) 当該被害に係る紛争が第 24 条に規定する審議会の調停に付されていること。
- (4) 当該被害者が、第 22 条に規定する貸付けの申請の日において引き続き 3 月以上市内に住所を有すること。

(訴訟費用の貸付けの範囲及び額等)

第 21 条 訴訟費用の貸付けの対象の範囲は、当該訴訟に要する裁判費用、弁護士報酬に係る費用その他規則で定める費用とする。

- 2 前条の規定による貸付金(以下「貸付金」という。)の額及び返還期限その他返還に関し必要な事項は、規則で定める。
- 3 貸付金は、無利子とする。

(訴訟費用の貸付けの申請及び決定)

- 第 22 条 訴訟費用の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、審査の上、貸付けの可否を決定するものとする。
 - 3 市長は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、第 24 条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(貸付金の返還等)

- 第 23 条 訴訟費用の貸付けを受けた者は、その返還期限までに貸付金の全額を返還しなければならない。ただし、規則で定める場合においては、市長は、直ちに貸付金の全額を返還させ、又は貸付金の返還を猶予し、若しくは貸付金を分割して返還させることができる。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、訴訟費用の貸付けを受けた者が訴訟の結果当該訴訟に関し支払いを受ける額が貸付金の額に満たないときその他やむを得ない理由により貸付金を返還することができないと認めるときは、貸付金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

第 4 章 北九州市消費生活審議会

第 24 条 市に、北九州市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 市長の諮問に応じ、消費者政策の基本となる事項を調査審議すること。
 - (2) 消費者政策の基本となる事項に関し、市長に意見を述べること。
 - (3) この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 審議会は、委員 10 人以内で組織する。
- 4 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 5 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 9 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 10 第 19 条及び第 22 条第 3 項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理するため、審議会に消費者被害救済部会を置く。
- 11 前項の規定により消費者被害救済部会の所掌に属させられた事項については、消費者被害救済部会の議決をもって審議会の決定とする。
- 12 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(立入調査等)

- 第 25 条 市長は、第 6 条から第 8 条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業所その他事業に係るのある場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、又は関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 市長は、第 6 条第 3 項に規定する認定を行うために必要最小限度の数量の商品若しくは事業者が役務を提供するために使用する物又は役務に関する資料(以下「商品等」という。)の提出を求めることができる。
- 5 市長は、前項の規定により事業者から商品等の提出を受けたときは、当該事業者に対し、正当な補償を行うものとする。

(公表)

- 第 26 条 市長は、事業者が第 6 条第 3 項、第 7 条第 6 項又は第 8 条第 8 項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

- 第 27 条 市長は、前条第 1 項の規定による公表をしようとするときは、公表されるべき事業者に対し、あらかじめその理由を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、当

該事業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該事業者の所在が不明であるため通知することができないときは、この限りでない。

(市長への申出)

- 第 28 条 市民は、この条例の定め違反する事業活動により、又はこの条例に定める措置がとられていないため、市民の消費生活に支障が発生し、又は拡大するおそれがあると認めるときは、市長に対し、その旨を申し出て、適切な措置をとることを求めることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出の内容が広く市民の消費生活に支障を与えるものであると認めるときは、適切な措置をとるものとする。

(関係行政機関との協力)

- 第 29 条 市は、消費者政策の実施に当たっては、必要に応じ、関係行政機関と相互に、情報の提供、調査の依頼その他の協力を行うものとする。

(適用除外)

- 第 30 条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 2 条第 1 項に規定する医薬品及び同条第 9 項に規定する再生医療等製品については、第 6 条の規定は、適用しない。
- 2 次に掲げるものについては、第 6 条から第 8 条まで、第 13 条及び第 18 条から第 23 条までの規定は、適用しない。
 - (1) 医師、歯科医師その他これらに準ずる者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為
 - (2) 商品及び役務の価格で、法令に基づいて規制されているもの

(平 26 条例 48・一部改正)

(委任)

- 第 31 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年 10 月 15 日条例第 32 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市消費生活条例第 7 条第 2 項第 1 号に規定する不当な取引行為に該当すると認められる事業者の行為に係る同条例第 7 条第 6 項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた事業者の行為について適用し、同日前に行われた事業者の行為については、なお従前の例による。

付 則(平成 26 年 10 月 7 日条例第 48 号)

この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

6 北九州市消費生活条例施行規則

平成 16 年 12 月 28 日規則第 108 号
改正 平成 17 年 3 月 31 日規則第 46 号
平成 23 年 3 月 31 日規則第 26 号
平成 25 年 10 月 15 日規則第 53 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 不当な取引行為(第 2 条—第 8 条)
- 第 3 章 訴訟費用の貸付け(第 9 条—第 20 条)
- 第 4 章 北九州市消費生活審議会(第 21 条—第 27 条)
- 第 5 章 雑則(第 28 条—第 31 条)
- 付則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北九州市消費生活条例(平成 16 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 不当な取引行為

(平 17 規則 46・追加)

(条例第 7 条第 2 項第 1 号の不当な取引行為)

第 2 条 条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当する不当な取引行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 商品若しくは役務の販売若しくは訪問購入の意図を明示せず、若しくは商品若しくは役務の販売若しくは訪問購入以外のことを主要な目的であるかのように偽り、又は同様な広告等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 商品若しくは役務の販売若しくは訪問購入に際し、事業所の名称、連絡先等を明示せず、又はこれらについて事実と異なる内容を告げ、若しくは他の事業者であると誤信を招く情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (3) 官公署、公的機関又は著名な法人等の職員であると誤信を招く情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (4) 商品若しくは役務の購入、設置又は利用が法令により義務付けられているかのような説明により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (5) 商品若しくは役務若しくは訪問購入に係る物品に関し、品質、安全性、取引条件その他取引に関する重要な情報を提供せず、又は実際のものより著しく優良若しくは有利である等の事実と異なる情報を提供し、若しくはそのような誤信を招く情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (6) 将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(平 17 規則 46・追加、平 25 規則 53・一部改正)

(条例第 7 条第 2 項第 2 号の不当な取引行為)

第 3 条 条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当する不当な取引行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 消費者の取引に関する知識、経験若しくは判断力の不足に乗じて、契約内容について必要な説明をしないまま又は消費者が十分に理解したことを確認しないまま、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 消費者が契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、契約の締結を勧誘する行為
- (3) 消費者の意に反し、社会通念上不適当な時間帯に、反復し、又は長時間にわたり執ように、契約の締結を勧誘する行為
- (4) 消費者の意に反し、事業所等からの退去を阻み、又は居宅等から退去せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (5) 路上等でのつきまとい又は事業所等への強引な誘引により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (6) 威圧的な言動、脅迫等により消費者に恐怖感又は心理的不安を感じさせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (7) 消費者の年齢、職業、収入その他の契約を締結する上で重要な事項について偽るよう唆して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (8) 消費者の健康、財産等の現状について事実と異なる又は誇張した判断を示し、消費者の心理的不安をあおることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (9) 消費者からの申込み等がないにもかかわらず、一方的に商品を送り付け、代金を請求する行為
- (10) 無料の商品若しくは役務の提供、軽微な親切行為等により、消費者の合理的な判断を妨げ、又は心理的圧力を加えて、契約の締結を拒否する意思表示を困難にさせる行為
- (11) 消費者の拒絶の意思表示があつたにもかかわらず又はその意思表示の機会を与えることなく、電子メールその他の電気通信により一方的に広告等を送信して、契約の締結を勧誘する行為
- (12) 訪問購入(特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)第 58 条の 17 第 2 項各号に規定するものを除く。)に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない消費者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認する行為
- (13) 消費者が訪問購入の勧誘を受ける意思があることを確認しないで勧誘する行為

(平 17 規則 46・追加、平 25 規則 53・一部改正)

(条例第 7 条第 2 項第 3 号の不当な取引行為)

第 4 条 条例第 7 条第 2 項第 3 号に該当する不当な取引行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 中途解約の場合の違約金、遅延金等について、消費者にとって著しく不利な内容を含む契約を締結させる行為
- (2) 申込みの撤回又は契約の無効を主張する消費者の権利を不当に制限する内容を含む契約を締結させる行為
- (3) 事業者の担保責任、損害賠償責任等の全部又は一部について不当に免除する内容を含む契約を締結させる行為
- (4) 消費者が当面必要としない過大な量の商品又は役務を供給する契約を締結させる行為

- (5) 消費者の支払能力を超えることが明らかな契約を締結させる行為
- (6) 消費者に対し、名義の貸与を求め、又は無断でこれを使用して、債務を負担させる契約を締結させる行為
(平 17 規則 46・追加)

(条例第 7 条第 2 項第 4 号の不当な取引行為)

第 5 条 条例第 7 条第 2 項第 4 号に該当する不当な取引行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 契約者である消費者又は当該契約の保証人に対し、威迫し、又は困惑させる等不当な手段を用いて、債務の履行を要求し、又は債務を履行させる行為
- (2) 保証人ではない契約者の家族、親族等の契約上支払いの義務がない者に対し債務の履行を要求し、又は債務を履行させる行為
- (3) 債務を履行させるため、預貯金の払戻し、生命保険の解約、金融機関等からの借入れ等を強要する行為
- (4) 契約の意思を伴わない消費者の言動の一部をとらえて、一方的に契約の成立を主張して、債務の履行を要求し、又は債務を履行させる行為
- (5) 社会通念上不適当な時間帯に債務の履行を要求し、又は債務を履行させる行為

(平 17 規則 46・追加)

(条例第 7 条第 2 項第 5 号の不当な取引行為)

第 6 条 条例第 7 条第 2 項第 5 号に該当する不当な取引行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 履行期限を過ぎても契約に基づく債務を完全に履行せず、消費者からの債務の履行の要求を拒否し、又はその履行を引き伸ばす行為
- (2) 継続的に商品又は役務を供給する契約において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、又は消費者への事前の通知をすることなく債務の履行を中止する行為

(平 17 規則 46・追加)

(条例第 7 条第 2 項第 6 号の不当な取引行為)

第 7 条 条例第 7 条第 2 項第 6 号に該当する不当な取引行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 消費者から法令に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張が有効であったにもかかわらず、これを拒否し、不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫するなどして、契約の成立又は存続を強要する行為
- (2) 消費者から法令に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張が有効であったにもかかわらず、これに伴う返金、返品、原状回復、損害賠償等を正当な理由なく拒否し、又は遅延させる行為
- (3) 継続的に商品又は役務を供給する契約において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出を拒否し、不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫するなどして、契約の存続を強要する行為
- (4) 継続的に商品又は役務を供給する契約において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約又は合意解約があった場合において、これに伴う返金を拒否し、又は遅延させる行為

(平 17 規則 46・追加、平 25 規則 53・一部改正)

(条例第 7 条第 2 項第 7 号の不当な取引行為)

第 8 条 条例第 7 条第 2 項第 7 号に該当する不当な取引行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 立替払、債務の保証その他与信に係る債権及び債務について、重要な情報を提供せず、又は誤信を招く情報を提供して、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為
- (2) 消費者の返済能力を超えることが明らかな与信契約等の締結を勧誘し、又は締結させる行為
- (3) 商品若しくは役務を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者(以下「販売業者等」という。)の行為が第 2 条から前条までに規定する行為に該当することを知りながら又は知り得べき状態にありながら、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為
- (4) 与信契約等において、販売業者等の債務の不履行等の正当な根拠に基づき消費者が支払いを拒否できる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく消費者又はその関係人に債務の履行を強要し、又は債務を履行させる行為

(平 17 規則 46・追加)

第 3 章 訴訟費用の貸付け

(平 17 規則 46・旧第 2 章繰下)

(貸付けの範囲)

第 9 条 条例第 21 条第 1 項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 書証作成費用、通信連絡費用その他訴訟に通常要すると市長が認めた費用
- (2) 権利の保全に要する費用(裁判所がその供託を決定した保証金、裁判所が囑託する登記又は登録につき納める登録免許税の費用並びに執行官法(昭和 41 年法律第 111 号)の規定による手数料及び費用に限る。)
- (3) 強制執行に要する費用(裁判所が囑託する登記又は登録につき納める登録免許税の費用並びに執行官法の規定による手数料及び費用に限る。)

(平 17 規則 46・旧第 2 条繰下)

(貸付けの額)

第 10 条 条例第 21 条第 2 項の貸付金の額は、訴訟 1 件につき審級ごとに 100 万円以内とし、次条の規定による申請の額の範囲内で市長が定めるものとする。

(平 17 規則 46・旧第 3 条繰下)

(貸付けの申請)

第 11 条 条例第 22 条第 1 項の規定による申請は、訴訟費用貸付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 住民票の写し
- (2) 被害概要書
- (3) 訴訟費用支払予定額調査

(平 17 規則 46・旧第 4 条繰下)

(貸付けの決定)

第 12 条 市長は、条例第 22 条第 2 項の規定により貸付けの可否を決定したときは、その旨を当該申請者に書面により通知するものとする。

(平 17 規則 46・旧第 5 条繰下)

(貸付契約の締結)

第 13 条 前条の規定により貸付けを行う旨の決定の通知を受けた者は、速やかに訴訟費用貸付契約書により契約(以下「貸付契約」という。)を市と締結しなければならない。

2 前項の規定により市と貸付契約を締結する者は、貸付契約に当たっては、連帯保証人 1 人を立てなければならない。

(平 17 規則 46・旧第 6 条繰下)

(追加貸付け)

第 14 条 貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、当該貸付金に追加して貸付けを受ける必要が生じたときは、貸付金の追加を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、訴訟費用追加貸付申請書に訴訟費用支払額調書及び収支精算書を添えて市長に提出して行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、貸付金の追加については、前 2 条の規定を準用する。

(平 17 規則 46・旧第 7 条繰下)

(貸付金の返還期限)

第 15 条 条例第 21 条第 2 項の貸付金の返還期限は、当該貸付金に係る審級の訴訟が終了した日から 6 月を経過した日とする。

(平 17 規則 46・旧第 8 条繰下)

(貸付金の即時返還)

第 16 条 条例第 23 条第 1 項ただし書の直ちに貸付金の全額を返還させることができる場合は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 正当な理由なく訴えを提起しないとき又は貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により貸付金の貸付けを受けたとき。

(3) 訴えを取り下げたとき。

(4) 連帯保証人を欠くに至り、新たに立てることができないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、条例及びこの規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。

(平 17 規則 46・旧第 9 条繰下)

(貸付金の返還の猶予等)

第 17 条 条例第 23 条第 1 項ただし書の貸付金の返還を猶予し、又は貸付金を分割して返還させることができる場合は、借受者が災害、疾病その他やむを得ない理由により貸付金を第 15 条に規定する期限までに返還することが困難であると市長が認めたときとする。

2 条例第 23 条第 1 項ただし書の規定により貸付金の返還の猶予を受け、又は貸付金を分割して返還しようとする者は、訴訟費用返還猶予・分割返還申請書に前項に規定する理由を明らかにすることのできる書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 第 12 条の規定は、前項の規定による申請があったときについて準用する。

(平 17 規則 46・旧第 10 条繰下・一部改正)

(返還債務の免除)

第 18 条 条例第 23 条第 2 項のやむを得ない理由により貸付金を返還することができないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 借受者が死亡し、訴訟を承継する者がいないとき。

(2) 借受者が訴訟に敗訴した場合において、貸付金を返還することができないやむを得ない事情があると市長が認めたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 条例第 23 条第 2 項の規定による貸付金の返還の免除を受けようとする者は、訴訟費用返還免除申請書に前項に規定する理由を明らかにすることのできる書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 第 12 条の規定は、前項の規定による申請があったときについて準用する。

(平 17 規則 46・旧第 11 条繰下・一部改正)

(違約金)

第 19 条 借受者が貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年 14.6 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する違約金を徴収する。ただし、当該違約金の額が 100 円未満であるときは、当該違約金を徴収しない。

(平 17 規則 46・旧第 12 条繰下)

(届出事項)

第 20 条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 訴えを提起したとき。

(2) 貸付金に係る審級の訴訟が終了したとき。

(3) 訴訟について請求の趣旨を変更したとき。

(4) 借受者の氏名又は住所に変更があったとき。

(5) 連帯保証人が死亡したときその他連帯保証人を変更する必要があるとき。

2 借受者が死亡したときは、借受者の相続人は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(平 17 規則 46・旧第 13 条繰下)

第 4 章 北九州市消費生活審議会

(平 17 規則 46・旧第 3 章繰下)

(会長及び副会長)

第 21 条 北九州市消費生活審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 17 規則 46・旧第 14 条繰下)

(部会)

第 22 条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため、その定めるところにより、条例第 24 条第 10 項の消費者被害救済部会のほか部会を置くことができる。

2 部会(消費者被害救済部会を含む。以下同じ。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長 1 人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 前条第 3 項の規定は、副部会長に準用する。

(平 17 規則 46・旧第 15 条繰下)

(招集)

第 23 条 審議会は、会長が招集する。

2 部会は、部会長が招集する。

(平 17 規則 46・旧第 16 条繰下)

(議事)

第 24 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前 2 項の規定は、部会に準用する。

(平 17 規則 46・旧第 17 条繰下)

(出席等の要求)

第 25 条 審議会及び部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、その会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(平 17 規則 46・旧第 18 条繰下)

(庶務)

第 26 条 審議会の庶務は、総務市民局において処理する。

(平 17 規則 46・旧第 19 条繰下、平 23 規則 26・一部改正)

(委任)

第 27 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(平 17 規則 46・旧第 20 条繰下)

第 5 章 雑則

(平 17 規則 46・旧第 4 章繰下)

(身分証明書)

第 28 条 条例第 25 条第 2 項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(平 17 規則 46・旧第 21 条繰下)

(公表)

第 29 条 条例第 26 条第 1 項の規定による公表は、勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、勧告の概要その他必要な事項を公告することにより行うものとする。

(平 17 規則 46・旧第 22 条繰下)

(市長への申出の手続)

第 30 条 条例第 28 条第 1 項の規定による申出は、次の事項を記載した申出書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 申出人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 申出の趣旨及び求める措置の内容
- (3) その他参考となる事項

2 市長は、前項の規定による申出書の提出があったときは、これを誠実に処理し、処理の経過及び結果を申出人に通知するものとする。

(平 17 規則 46・旧第 23 条繰下)

(委任)

第 31 条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務市民局長が定める。

(平 17 規則 46・旧第 24 条繰下、平 23 規則 26・一部改正)

付 則

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 46 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 26 号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年 10 月 15 日規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和元年 6 月 27 日規則第 12 号)

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

付 則(令和 6 年 3 月 29 日規則第 18 号)抄
(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

7 北九州市立消費生活センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）

第10条第2項及び第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの設置、組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(設置)

第2条 北九州市立消費生活センター（以下「センター」という。）を北九州市戸畑区汐井町1番6号に設置する。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 法第8条第2項各号に掲げる事務

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(館長及び職員の配置)

第4条 センターに、センターの事務を掌理する館長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置く。

(消費生活相談員の配置)

第5条 センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置く。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第6条 市長は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(職員に対する研修)

第7条 館長は、センターにおいて消費生活相談等の事務（法第8条第2項各号に掲げる事務をいう。次条において同じ。）に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修を受講する機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第8条 館長は、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例に規定するもののほか、センターの組織及び運営等に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の消費生活センターの項を削る。

8 北九州市立消費生活センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市立消費生活センター条例（平成28年北九州市条例第12号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

第2条 北九州市立消費生活センター（以下「センター」という。）の供用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

(休業日)

第3条 センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を指定することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務市民局長が定める。

(令6規則18・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

2 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

付 則（令和6年3月29日規則第18号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

9 北九州市消費者被害防止情報交換会設置要綱

(設立の趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市消費生活条例(平成16年9月29日北九州市条例第42号。以下「条例」という。)第29条の規定に基づき、北九州市立消費生活センターなど市の関係機関と福岡県警察本部並びに市内の全警察署相互間の緊密な連携により、様々な悪質商法による北九州市民の消費者トラブル、被害の未然防止対策、救済対策等を強化し、市民生活の一層の安定を図る目的で「北九州市消費者被害防止情報交換会」(以下、「情報交換会」という。)を設立する。

(情報交換会の開催及び協議事項等)

第2条 情報交換会は、必要に応じ随時(概ね2～3カ月に1回)開催するものとし、北九州市立消費生活センター館長が開催する。

2 情報交換会は、市の関係行政機関と市内の全警察署の実務者が一堂に会し、悪質業者及びその手口などをそれぞれの立場から相互に情報交換するとともに、実態に即した忌憚のない意見交換の場として設置するものである。

(構成員)

第3条 情報交換会は、別表に定める者で構成する。

第3条の2 情報交換会には必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第4条 情報交換会の事務局は、北九州市立消費生活センターに置く。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、情報交換会に関し必要な事項は、情報交換会に諮って定める。

付則

この要綱は、平成14年10月16日から施行する。

平成17年5月13日改正

平成18年4月20日改正

平成19年3月16日改正

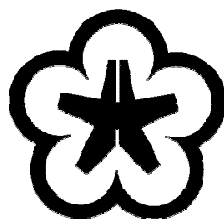
10 北九州市消費者行政の沿革

- 昭和38年 2月 北九州市の発足と同時に計量法上の特定市として政令の指定を受け、北九州市計量検査所を設置。
- 昭和43年 5月 国が「消費者保護基本法」を制定。
消費者の役割と共に、国、地方公共団体の責務が明らかにされた。
- 昭和44年 3月 地方自治法の一部が改正され消費者行政が地方自治体の固有事務となった。
- 昭和46年 1月 消費者行政推進のための総合的な施設として、他の政令指定都市に先駆け、経済局消費経済課のなかに「北九州市消費生活センター」を設置。
消費者の消費生活全般の窓口として、消費生活センターと計量検査所の合同庁舎を戸畑駅前に建設した。(1月11日開館)
- 昭和48年 5月 消費者行政の一層充実した運営と地域住民に直接結びついた消費者行政を推進するために、「北九州市立消費生活センター」を課に昇格。
- 昭和49年 6月 「門司消費生活センター」をサブセンターとして設置。
- 昭和50年 8月 弁護士による「消費問題法律相談」を開始。
- 昭和50年 9月 「黒崎消費生活センター」をサブセンターとして設置。
- 昭和62年 7月 北九州市経済局の機構改正により、消費経済課と消費生活センターを統合し、「消費生活センター」とし、調査係、消費生活係を設置。
- 平成 2年 4月 市の機構改革により市民局が設置され、経済局から移管。
- 平成 9年 5月 市の機構改革により、消費生活係の「テスト部門」を環境局環境科学研究所へ統合。
- 平成10年 11月 戸畑駅南口土地区画整理事業に伴い、「消費生活センター」を仮移転し、「黒崎消費生活センター」と併設。
- 平成10年 12月 「消費生活センター」に併設していた「計量検査所」を現在地に移転。
- 平成14年 4月 市の機構改革により、総務局と市民局が統合され、総務市民局に設置。
- 平成14年 4月 消費生活相談・啓発業務を「北九州市消費生活相談員協会」に委託。
- 平成14年10月 「ウェルとばた」の完成に伴い、同施設内に「消費生活センター」を移転。
新たに「情報プラザ」を設置し、消費生活センターの機能を充実。
- 平成16年 4月 市の機構改革により、総務市民局に安全・安心部が新設され、市民部から移管。

- 平成17年 1月 市民の消費生活の安定と向上を確保するため、「北九州市消費生活条例」を施行。
- 平成18年 7月 小倉南区役所及び八幡東区役所に、それぞれ「小倉南相談窓口」、「八幡東相談窓口」を設置。
- 平成19年 5月 黒崎消費生活センターを閉館し、八幡西区役所に「八幡西相談窓口」を設置。
- 平成19年 6月 多重債務が社会問題となる中、年2回実施してきた弁護士による「多重債務法律無料相談」を毎月1回実施。
- 平成19年 6月 市立消費生活センターで土曜日の消費生活相談を開始。
- 平成19年 7月 門司消費生活センターを閉館し、門司区役所、小倉北区役所、若松区役所に、それぞれ「門司相談窓口」、「小倉北相談窓口」、「若松相談窓口」を設置。
- 平成20年 1月 司法書士による「多重債務法律無料相談」を開始（毎月1回開催）。
- 平成20年 4月 高齢者被害の未然防止に役立ててもらうことを目的とし、高齢者を見守る方々（介護事業者等）に消費者情報（あんしんサポートニュース）の配信開始。
- 平成20年 4月 計量検査所の定期検査業務の委託を開始。
- 平成20年 7月 「公衆浴場経営安定補助事業」、「公衆浴場施設改善資金利子等補給事業」の事務を保健福祉局保健衛生課に移管。
- 平成21年 7月 「多重債務法律無料相談」及び「消費問題法律相談」を統合・拡充し、弁護士・司法書士による「消費者トラブル法律無料相談」を開始（毎週2回開催）。
- 平成22年 4月 電子メール相談を開始。
- 平成22年 4月 土曜日（毎月第2土曜日）の「消費者トラブル法律無料相談」を開始。（平成31年3月終了）
- 平成23年 4月 市の機構改革により市民文化スポーツ局が新設され、同局安全・安心部に設置。
- 平成25年 4月 市の機構改革により市民文化スポーツ局に安全・安心推進部が設置され、同部に設置。
- 平成25年 5月 八幡西区役所移転に伴い、「八幡西相談窓口」をコムシティ4階に移設。
- 平成28年 4月 消費生活センターの設置、組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について、「北九州市立消費生活センター条例」を制定及び施行。
- 令和 2年 4月 「門司相談窓口」「若松相談窓口」「八幡東相談窓口」を事前予約制に移行。
- 令和 4年 4月 子ども総合センターの増設に伴い「情報プラザ」を廃止し、消費生活センター内に「情報コーナー」を設置。
- 令和 6年 4月 市の機構改革により総務市民局が設置され、市民文化スポーツ局から移管。

令和 6年 4月 「消費者トラブル法律無料相談」において、毎月第1火曜日を司法書士、その他の毎月火曜日を弁護士による相談に変更。

令和 7年 3月 北九州市消費者教育推進計画を策定。



令和7年度
消費者行政の概要

令和7年8月発行
北九州市総務市民局
安全・安心推進部 消費生活センター
☎(093)871-0428 FAX(093)871-7720